

新株式発行届出目論見書の訂正事項分

2020年3月
(第2回訂正分)

株式会社サイバーセキュリティクラウド

ブックビルディング方式による募集における発行価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2020年3月17日に関東財務局長に提出し、2020年3月18日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行届出目論見書の訂正理由

2020年2月20日付をもって提出した有価証券届出書及び2020年3月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集70,000株の募集の条件及びこの募集に関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2020年3月17日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、3,700株を、福利厚生を目的に、当社社員持株会（名称：サイバーセキュリティクラウド社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2【募集の方法】

2020年3月17日に決定された引受価額（4,140円）にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格4,500円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「140,714,000」を「144,900,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「140,714,000」を「144,900,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「4,500」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「4,140」に訂正

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3.」を「2,070」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4.」を「1株につき4,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件(4,240円~4,500円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、4,500円と決定いたしました。
なお、引受価額は4,140円と決定いたしました。
 2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(4,500円)と会社法上の払込金額(3,604円)及び2020年3月17日に決定された引受価額(4,140円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は2,070円(増加する資本準備金の額の総額144,900,000円)と決定いたしました。
 4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき4,140円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
(略)
- (注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄:

2. 引受人は新株式払込金として、2020年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき4,140円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき360円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と2020年3月17日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「281,428,000」を「289,800,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「276,428,000」を「284,800,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額284,800千円については、以下を予定しております。

Webセキュリティ事業における付加価値向上を目的とした開発体制強化及び販売体制の拡充のための人件費・採用費に284,800千円（2020年12月期120,000千円、2021年12月期164,800千円）充当する予定であります。

具体的には、セキュリティサービスとしての品質維持・向上、新機能開発によるユーザーの利便性向上のため、開発体制を更に強化していく予定です。

また、販売体制においては、これまではWebセキュリティに対する顕在層を中心とした営業を行っていましたが、引き続き拡大し続ける市場における潜在層も含めた需要を獲得すべく、販売体制を拡充し、当社の事業成長を支える人材基盤を整えていく予定です。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2020年9月21日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

3. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、4,000株を上限として、2020年3月17日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 3,700株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2020年3月17日に決定された「第1 募集要項」における本募集に係る発行価格(4,500円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄外注記の訂正>

2. 本募集後の所有株式数並びに本募集後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2020年2月20日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行届出目論見書の訂正事項分

2020年3月
(第1回訂正分)

株式会社サイバーセキュリティクラウド

ブックビルディング方式による募集の条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2020年3月9日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行届出目論見書の訂正理由

2020年2月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集70,000株の募集の条件及びその他この募集に関し必要な事項を、2020年3月6日開催の取締役会において決議したこと及び当社株式の株式会社SBIネオモバイル証券に対する販売委託の有無が決定したことを踏まえ、これらに関連する事項を訂正するため並びに「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「3. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

2. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、4,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会（名称：サイバーセキュリティクラウド社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2【募集の方法】

2020年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2020年3月6日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（3,604円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「238,595,000」を「252,280,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「129,122,000」を「140,714,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「238,595,000」を「252,280,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「129,122,000」を「140,714,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件（4,240円～4,500円）の平均価格（4,370円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は305,900,000円となります。

3【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「3,604」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、4,240円以上4,500円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年3月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（3,604円）及び2020年3月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（3,604円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

（注）2. の全文削除及び3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. の番号変更

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社SBI証券59,500、大和証券株式会社4,200、みずほ証券株式会社1,400、SMB C日興証券株式会社700、あかつき証券株式会社700、岩井コスモ証券株式会社700、エース証券株式会社700、岡三証券株式会社700、香川証券株式会社700、楽天証券株式会社700」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（2020年3月17日）に元引受契約を締結する予定であります。
 2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- （注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「258,244,000」を「281,428,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「253,244,000」を「276,428,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（4,240円～4,500円）の平均価格（4,370円）を基礎として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額276,428千円については、以下を予定しております。

Webセキュリティ事業における付加価値向上を目的とした開発体制強化及び販売体制の拡充のための人件費・採用費に276,428千円（2020年12月期120,000千円、2021年12月期156,428千円）充当する予定であります。

具体的には、セキュリティサービスとしての品質維持・向上、新機能開発によるユーザーの利便性向上のため、開発体制を更に強化していく予定です。

また、販売体制においては、これまではWebセキュリティに対する顕在層を中心とした営業を行っていましたが、引き続き拡大し続ける市場における潜在層も含めた需要を獲得すべく、販売体制を拡充し、当社の事業成長を支える人材基盤を整えていく予定です。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2020年9月21日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

3. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	サイバーセキュリティクラウド社員持株会（理事長 川村 総一郎） 東京都渋谷区東三丁目9番19号
b. 当社と親引け先との関係	当社の社員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	当社社員の福利厚生等を目的として、当社社員持株会を親引け予定先として選定しました
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、4,000株を上限として、2020年3月17日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期的に保有する方針であります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込に要する資金について、当社社員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の社員で構成する社員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（2020年3月17日）に決定される予定の「第1 募集要項」における本募集に係る発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） 総数に対する 所有株式数の 割合（％）	本募集後の所 有株式数 (株)	本募集後の株式 （自己株式を除く。）総数に 対する所有株式数 の割合（％）
Vector Group International Limited	East Ocean Centre, 98 Granville Road, Tsim Sha Tsui East, Kowloon, HK.	383,000	16.48	383,000	15.99
株式会社オークファン	東京都品川区上大崎二丁 目13番30号	333,000	14.33	333,000	13.91
GMCM Venture Capital Partners I Inc	Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola British Virgin Islands	307,000	13.21	307,000	12.82
西江 肇司	東京都渋谷区	218,000	9.38	218,000	9.10
武永 修一	東京都港区	148,000	6.37	148,000	6.18
大野 暉	東京都港区	121,000	5.21	121,000	5.05
海老根 智仁	神奈川県逗子市	97,000	4.17	97,000	4.05
B Dash Fund 3号投資事 業有限責任組合	東京都港区赤坂一丁目12 番32号	87,000	3.74	87,000	3.63
株式会社AMBITION	東京都渋谷区神宮前二丁 目34番17号	67,000	2.88	67,000	2.80
S173株式会社	東京都千代田区九段南二 丁目2番1号	59,000	2.54	59,000	2.46
計	二	1,820,000	78.29	1,820,000	76.00

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2020年2月20日現在の
ものであります。

2. 本募集後の所有株式数並びに本募集後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、
2020年2月20日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集及び親引け（4,000
株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しており
ます。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。



新株式発行届出目論見書

2020年2月

株式会社サイバーセキュリティクラウド

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式238,595千円（見込額）の募集については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年2月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
したがって、募集の発行価格等については今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行届出目論見書

株式会社サイバーセキュリティクラウド

東京都渋谷区東三丁目9番19号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概要

企業理念

世界中の人々が
安心安全に使える
サイバー空間を創造する

サイバーセキュリティ



AI (人工知能)

Webサイトへの
サイバー攻撃の
可視化・遮断ツール

攻撃遮断くん

Waf Charm

AIによるAWS
WAFルール自動
運用ツール

AWS WAF
Managed Rules

AWS WAFの
ルールセット

Webサイトへのサイバー攻撃による被害事例



売上機会の損失



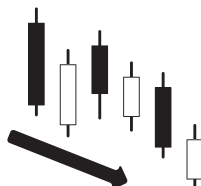
ブランドイメージの毀損



損害賠償費用 (約6.3億円/件※1)



個人情報の流出



株価の下落 (平均10%※2)



株主代表訴訟

※1 出典：JNSA 2018年 情報セキュリティインシデントに関する調査報告書より

※2 出典：JICI 取締役会で議論するためのサイバーリスクの数値化モデルより

2 当社のサービスについて

— 攻撃遮断くん 導入社数 導入サイト数 国内No.1

クラウド型WAF「攻撃遮断くん」は、Webサイト・Webサーバへのサイバー攻撃を可視化・遮断するWebセキュリティサービスです。世界有数の脅威インテリジェンスを活用し、最新の脅威にもいち早く対応します。導入社数・サイト数で国内1位を獲得し、企業規模を問わずご利用いただいています。



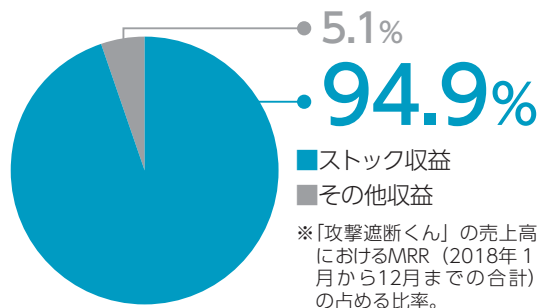
※出典：「クラウド型WAFサービス」に関する市場調査（2019年6月16日現在）＜ESP総研調べ＞（2019年5月～2019年6月調査）

継続課金による安定的な収益

新規契約が翌年以降の売上に大きく貢献。
高いストック収益割合と低い解約率により、安定的な収益を確保。



攻撃遮断くん売上全体に占める ストック収益の割合



高い成長率

50 | Technology **Fast 50**
2019 Japan **WINNER**
Deloitte.

デロイト トウシュ トーマツ リミテッド
日本テクノロジー Fast50にて2年連続第10位
2019年は**338.58%**の収益（売上高）成長を記録

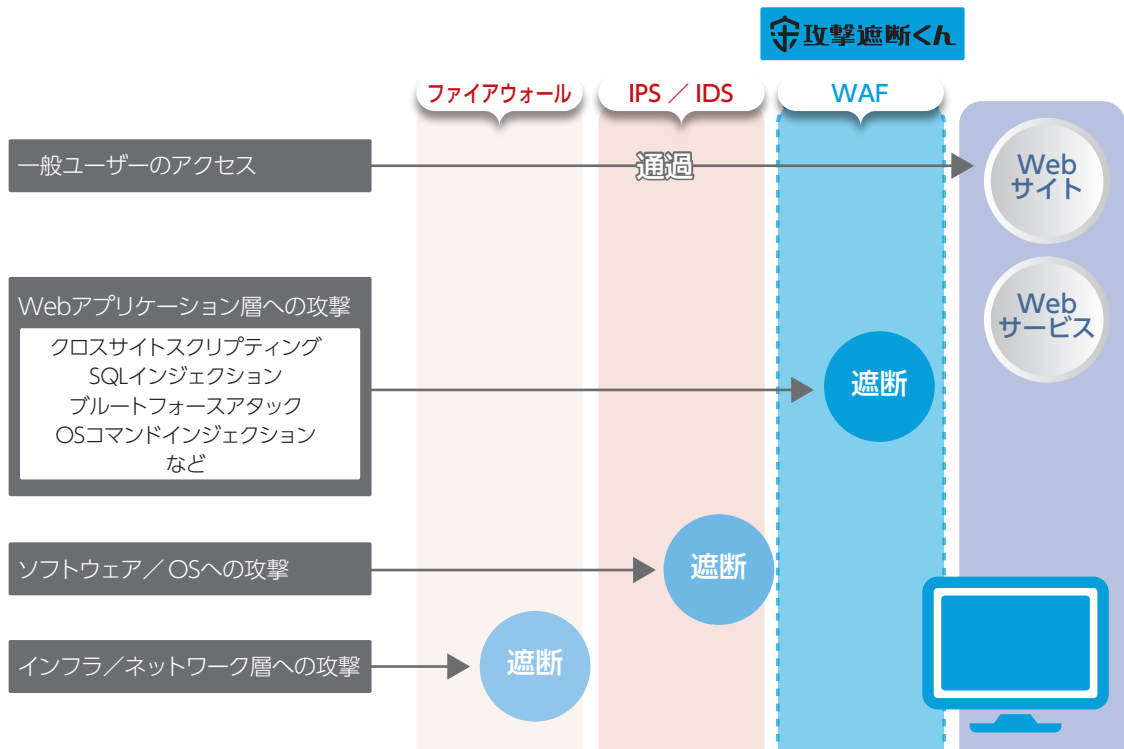
低い解約率

解約率
1.1%

MRRチャーンレート（2017年1月から2018年12月までの24ヶ月平均）を記載。

※ MRRチャーンレートとは、当月失ったMRRを先月末時点のMRRで除すことで計算される実質解約率。

WAFとは

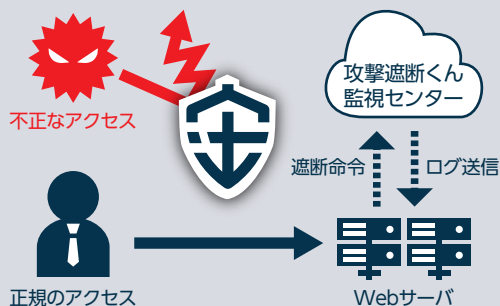


攻撃遮断くん サービスラインナップ

攻撃遮断くんはお客様の環境に応じて、最適なタイプをご用意しています。

エージェント連動型

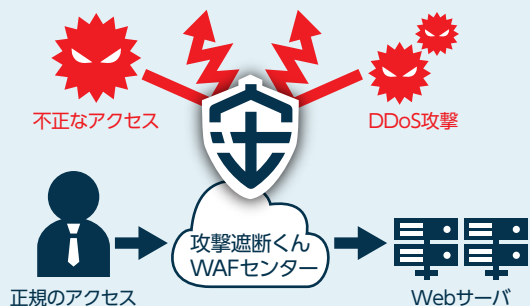
サーバセキュリティタイプ



- クラウド (IaaS) 含め多様なサーバに対応
- 障害ポイントの切り分けが容易

DNS切り替え型

WEB / DDoSセキュリティタイプ



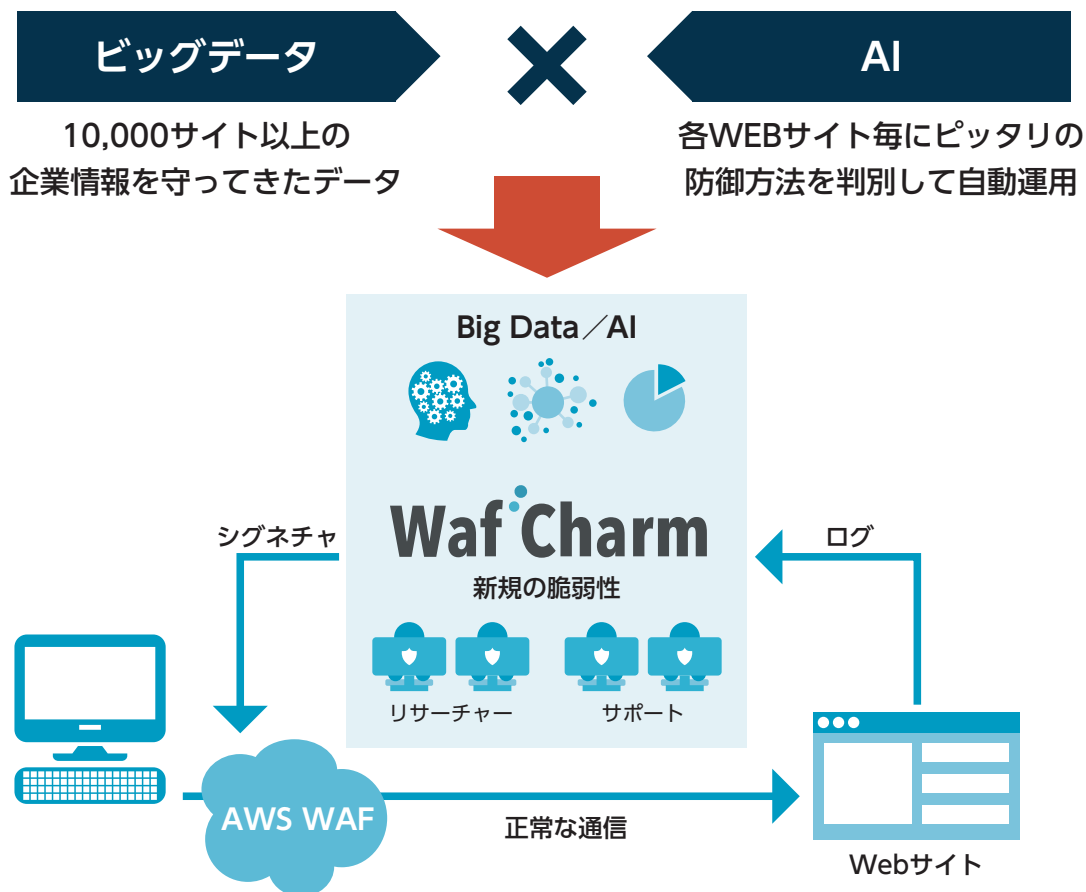
- DNSの切り替えのみ
- Webサイトへのリソース負荷がかからない
- DDoS攻撃にも対応

共通

- 専任のセキュリティエンジニアが不要
- 自動シグネチャ更新
- 最新の攻撃に対応

Waf Charm

AIによる「AWS WAF」のルール（シグネチャ）自動運用サービスです。機械学習を用いて最適なWAFルールを自動運用するAIエンジン「WRAO」（特許取得済み）を搭載しています。数千億件のビッグデータを活用し、お客様毎に最適なルールをAWS WAFに自動で適用し、最新の脅威にもいち早く対応します。また、「攻撃遮断くん」で培ったシグネチャカスタマイズのノウハウをもった開発エンジニアによるサポートも合わせて提供しています。



— AWS WAF Managed Rules

AWS WAFのManaged Rulesは、セキュリティ専門のベンダーが独自に作成する厳選されたAWS WAFのセキュリティルールセットです。

「攻撃遮断くん」及び「WafCharm」で培ったAWS WAFにおけるルール設定ノウハウをもとにパッケージ化することで、AWS WAFを利用するお客様は、AWS Marketplaceから簡単にManaged Rulesを利用することができ、セキュアな環境を素早く構築することが可能です。



今後の成長戦略

成長実現における3つの戦略軸



テクノロジー戦略

- ・ 攻撃手法の研究
- ・ R&D
- ・ AI



プロダクト戦略

- ・ 製品開発力
- ・ 品質
- ・ ビッグデータ



マーケット戦略

- ・ サイバーセキュリティ
- ・ グローバル

SaaS（月額課金）型モデル

 提出会社の経営指標等

(単位：千円)

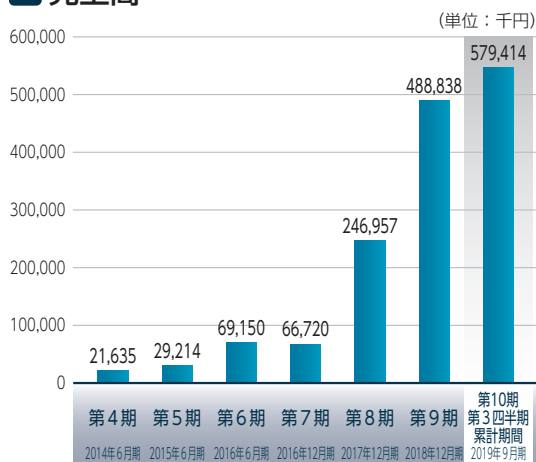
回 次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第3四半期
決 算 年 月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年9月
売上高	21,635	29,214	69,150	66,720	246,957	488,838	579,414
経常利益又は経常損失 (△)	△9,833	△26,597	△87,124	△40,207	△46,840	△27,525	121,674
当期純損失 (△) 又は四半期純利益	△9,903	△26,777	△87,414	△40,328	△52,256	△27,794	102,877
持分法を適用した場合の 投資利益	-	-	-	-	-	-	-
資本金	9,000	19,000	76,750	76,750	174,250	174,250	174,250
発行済株式総数 (株)	900	1,700	2,085	2,085	2,235	22,350	2,235,000
純資産額	△31,822	△38,599	△19,789	△58,609	84,133	56,339	159,216
総資産額	11,449	19,721	52,450	43,291	161,453	288,639	417,974
1株当たり純資産額 (円)	△35,357.84	△22,705.43	△9,491.20	△28,110.03	37.64	25.21	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失金額 (△) 又は1株当たり四半期純利益金額 (円)	△11,003.51	△16,385.03	△45,384.92	△19,342.09	△25.03	△12.44	46.03
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	△277.93	△195.72	△37.73	△135.38	52.11	19.52	38.09
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	-	-	-	-	△8,000	6,696	-
投資活動による キャッシュ・フロー	-	-	-	-	△13,177	△25,507	-
財務活動による キャッシュ・フロー	-	-	-	-	130,161	98,612	-
現金及び現金同等物の期末 (四半期末) 残高	-	-	-	-	124,349	204,151	-
従業員数 (人)	1	4	12	14	19	27	-

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

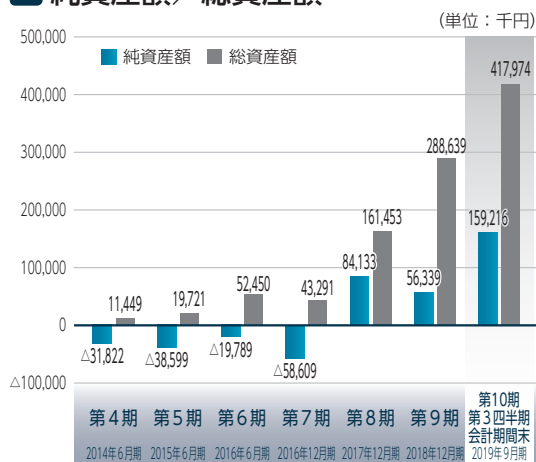
2. 第7期は、決算期変更により2016年7月1日から2016年12月31日までの6ヶ月間となっております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期、第5期、第6期、第7期及び第8期は潜在株式が存在しないため、また1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第9期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
7. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
9. 第4期、第5期、第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
10. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
11. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、格式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第10期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、格式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成して、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人による監査及び四半期レビューを受けております。なお、第4期、第5期、第6期及び第7期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき三優監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いましたが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
13. 第10期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第10期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第10期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
14. 当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の受託担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第7期以前の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、三優監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第3 四半期
決 算 年 月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年9月
1株当たり純資産額 (円)	△35.36	△22.71	△9.49	△28.11	37.64	25.21	—
1株当たり当期純損失金額 (△) 又は1株当たり四半期純利益金額 (円)	△11.00	△16.39	△45.38	△19.34	△25.03	△12.44	46.03
潜在株式調整後1株当たり 当期 (四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

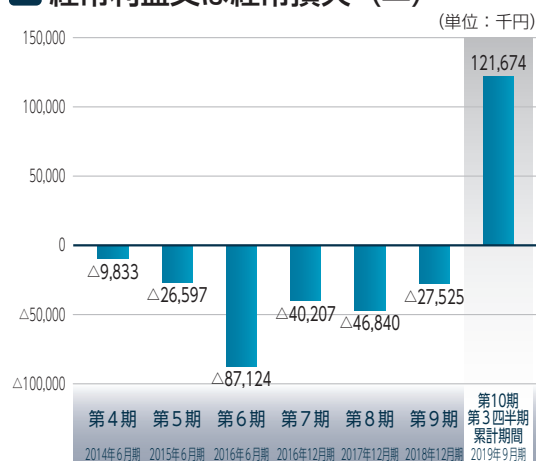
売上高



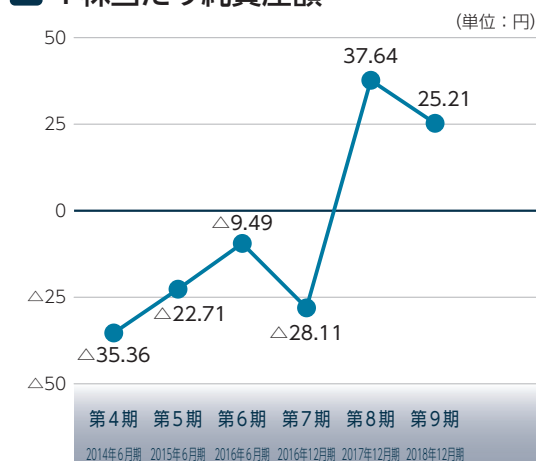
純資産額／総資産額



経常利益又は経常損失 (△)

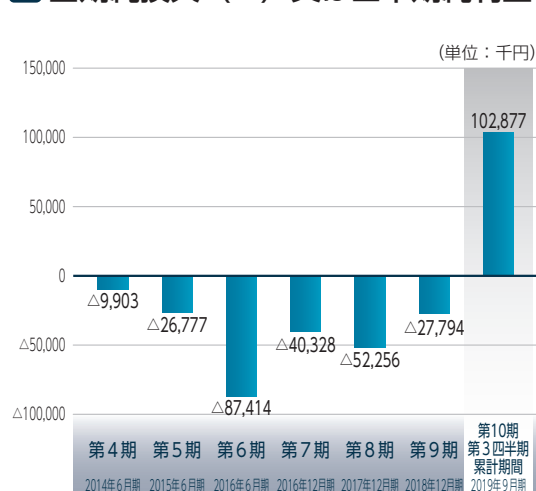


1株当たり純資産額

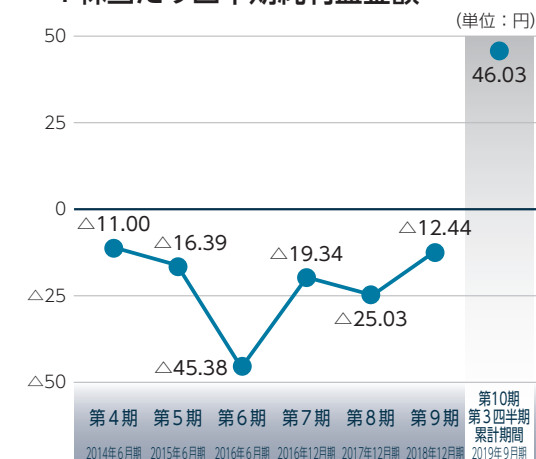


(注) 当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期純損失 (△) 又は四半期純利益



1株当たり当期純損失金額 (△) 又は1株当たり四半期純利益金額



(注) 当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

(注) 第7期は、決算期変更により2016年7月1日から2016年12月31日までの6ヶ月間となっております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	4
募集又は売出しに関する特別記載事項	5
第二部 企業情報	6
第1 企業の概況	6
1. 主要な経営指標等の推移	6
2. 沿革	8
3. 事業の内容	9
4. 関係会社の状況	14
5. 従業員の状況	14
第2 事業の状況	15
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	15
2. 事業等のリスク	17
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	20
4. 経営上の重要な契約等	25
5. 研究開発活動	25
第3 設備の状況	26
1. 設備投資等の概要	26
2. 主要な設備の状況	26
3. 設備の新設、除却等の計画	26
第4 提出会社の状況	27
1. 株式等の状況	27
2. 自己株式の取得等の状況	36
3. 配当政策	36
4. 株価の推移	36
5. 役員の状況	37
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	39

第5	経理の状況	46
1.	財務諸表等	47
(1)	財務諸表	47
(2)	主な資産及び負債の内容	72
(3)	その他	74
第6	提出会社の株式事務の概要	80
第7	提出会社の参考情報	81
1.	提出会社の親会社等の情報	81
2.	その他の参考情報	81
第四部	株式公開情報	82
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	82
第2	第三者割当等の概況	84
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	84
2.	取得者の概況	87
3.	取得者の株式等の移動状況	89
第3	株主の状況	90
	〔監査報告書〕	93

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月20日
【会社名】	株式会社サイバーセキュリティクラウド
【英訳名】	Cyber Security Cloud , Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大野 暉
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東三丁目9番19号
【電話番号】	(03)6416-9996 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 倉田 雅史
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東三丁目9番19号
【電話番号】	(03)6416-9996 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 倉田 雅史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 238,595,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	70,000（注）2．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．2020年2月20日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、2020年3月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、4,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会（名称：サイバーセキュリティクラウド社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

2020年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2020年3月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	70,000	238,595,000	129,122,000
計（総発行株式）	70,000	238,595,000	129,122,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年2月20日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,010円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は280,700,000円となります。

6．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2020年3月18日(水) 至 2020年3月24日(火)	未定 (注) 4.	2020年3月25日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年3月6日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年3月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 株式会社SBI証券は、同社の引受株数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する1単位(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)3をご参照下さい。

3. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年3月6日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年3月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

4. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年2月20日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年3月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

5. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6. 株式受渡期日は、2020年3月26日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

7. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

8. 申込みに先立ち、2020年3月10日から2020年3月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

9. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
香川証券株式会社	香川県高松市磨屋町4番地の8		
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号		
計	—	70,000	—

(注) 1. 2020年3月6日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年3月17日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、「3 募集の条件」の(注)2に記載の株式会社SBIネオモバイル証券に対する委託販売分とは別に、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
258,244,000	5,000,000	253,244,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,010円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額253,244千円については、以下を予定しております。

Webセキュリティ事業における付加価値向上を目的とした開発体制強化及び販売体制の拡充のための人件費・採用費に253,244千円（2020年12月期120,000千円、2021年12月期133,244千円）充当する予定であります。

具体的には、セキュリティサービスとしての品質維持・向上、新機能開発によるユーザの利便性向上のため、開発体制を更に強化していく予定です。

また、販売体制においては、これまではWebセキュリティに対する顕在層を中心とした営業を行ってまいりましたが、引き続き拡大し続ける市場における潜在層も含めた需要を獲得すべく、販売体制を拡充し、当社の事業成長を支える人材基盤を整えていく予定です。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. ロックアップについて

本募集に関連して、当社代表取締役である大野暉は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年9月21日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

また、当社株主であるVector Group International Limited、株式会社オークファン、西江 肇司、武永 修一、海老根 智仁、株式会社AMBITION、S173株式会社、NTTインベストメント・パートナーズファンド3号投資事業有限責任組合、株式会社マイナビ、ミナトホールディングス株式会社、山野 幹夫、村川 智博、戸村 史宏、株式会社エアトリ、吉村ホールディングス株式会社、大村 健、篠宮 康伸、スガシタパートナーズ株式会社、菅下 清廣及び株式会社レジェンド・パートナーズは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年6月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

加えて、当社株主であるGMCM Venture Capital Partners I Inc、B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合、100キャピタル1号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、グリー株式会社、SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合、SBI アドバンス・テクノロジー1号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合及びSBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年6月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）等は行わない旨合意しております。

当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年9月21日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高 (千円)	21,635	29,214	69,150	66,720	246,957	488,838
経常損失 (△) (千円)	△9,833	△26,597	△87,124	△40,207	△46,840	△27,525
当期純損失 (△) (千円)	△9,903	△26,777	△87,414	△40,328	△52,256	△27,794
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	9,000	19,000	76,750	76,750	174,250	174,250
発行済株式総数 (株)	900	1,700	2,085	2,085	2,235	22,350
純資産額 (千円)	△31,822	△38,599	△19,789	△58,609	84,133	56,339
総資産額 (千円)	11,449	19,721	52,450	43,291	161,453	288,639
1株当たり純資産額 (円)	△35,357.84	△22,705.43	△9,491.20	△28,110.03	37.64	25.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△11,003.51	△16,385.03	△45,384.92	△19,342.09	△25.03	△12.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△277.93	△195.72	△37.73	△135.38	52.11	19.52
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△8,000	6,696
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△13,177	△25,507
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	130,161	98,612
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	124,349	204,151
従業員数 (人)	1	4	12	14	19	27

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第7期は、決算期変更により2016年7月1日から2016年12月31日までの6ヶ月間となっております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期、第5期、第6期、第7期及び第8期は潜在株式が存在しないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第9期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

7. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

8. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
9. 第4期、第5期、第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
10. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
11. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人による監査を受けております。なお、第4期、第5期、第6期及び第7期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく三優監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
13. 当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第7期以前の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、三優監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
1株当たり純資産額（円）	△35.36	△22.71	△9.49	△28.11	37.64	25.21
1株当たり当期純損失金額（△）（円）	△11.00	△16.39	△45.38	△19.34	△25.03	△12.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	事項
2010年 8 月	東京都渋谷区に「株式会社アミティエ」を設立
2013年 1 月	Webセキュリティ事業開始
2013年12月	クラウド型WAF「攻撃遮断くん サーバセキュリティタイプ」提供開始
2014年10月	商号を「株式会社サイバーセキュリティクラウド」に変更
2014年10月	クラウド型WAF「攻撃遮断くん WEBセキュリティタイプ」提供開始
2016年 3 月	Web改ざん検知サービス「Web改ざん発見くん」提供開始
2016年 8 月	DDoS攻撃対策のサービス「攻撃遮断くん DDoSセキュリティタイプ」提供開始
2016年10月	サイバー保険の自動付帯を開始
2017年12月	AWS WAFのルール自動運用サービスの「WafCharm」提供開始
2018年 7 月	クラウド型WAFにおける外部からの攻撃に対する防御ルールに関連する特許「ファイアウォール装置」を取得（特許第6375047号）
2018年 9 月	Cyber Security Cloud Inc.（米国法人）設立
2018年12月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得
2019年 2 月	Webアプリケーションを保護するルールセットであるManaged RulesをAWS Marketplaceにて提供開始

3【事業の内容】

当社は、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念を掲げ、クラウド型WAF（※）「攻撃遮断くん」及び、AWS WAF（※）のルール自動運用サービス「WafCharm」を軸とした、Webセキュリティ事業を展開しております。

あらゆるサービスがインターネットを通じて普及し、日常生活やビジネス面での利便性が格段に向上する中、サイバー攻撃数は年々増加傾向にあり、1 IPアドレス（※）当たりの年間総観測パケット数は過去10年間で約35倍（注1）にまで急増しております。増加し続けるサイバー攻撃に対するセキュリティ対策は大きく2つに分けることができ、ひとつはマルウェア（※）等に対してPC端末や社内ネットワークを守るための社内セキュリティ、もうひとつはソフトウェアの脆弱性やWebアプリケーション（※）層への攻撃から外部公開サーバを守るWebセキュリティです。

Webセキュリティ対策を行うにあたっては、Webアプリケーション、ソフトウェアやOS、インフラやネットワークなど、保護対象のレイヤーによって対策が異なります。この中でWebサイトを構成するWebアプリケーションをサイバー攻撃から守るための対策にはWAF（Web Application Firewall）（※）が必要です。

また、WAFの提供形態は主にアプライアンス型WAF（※）、とソフトウェア型WAF（※）、クラウド型WAFがあり、当社のWebセキュリティ事業では主にWebサイトやWebサービスを提供している法人に対して、クラウド型WAF「攻撃遮断くん」の提供を行っております。

当社が開発したクラウド型WAF「攻撃遮断くん」は、2013年より販売を開始し、導入の手軽さ、自社開発・自社運用という強みや大企業へのサービス提供実績などもあり、日本国内のクラウド型WAF市場における累計導入社数・導入サイト数が国内No. 1（注2）になるまでに事業が拡大していきました。しかしながら、近年の情報漏洩事故の多くが、Webサイトに対する不正アクセスが原因といわれているにも関わらず、Webサイトへのセキュリティ対策は未だ十分行われておらず、また対策済みであると誤認している経営者が多いという実態があります（注3）。

このような状況の中、当社は経営理念を実現し、Webセキュリティ対策が当たり前に行われる世の中にするため、「攻撃遮断くん」の提供で培った技術をもとに、AWS（Amazon Web Services）（※）が提供する「AWS WAF」のルールの自動運用を行うサービス「WafCharm」の提供も行っております。

また、2018年には「AWS WAF」のルールセットであるManaged Rules（※）の提供、「WafCharm」及び「攻撃遮断くん」の北米地域を中心とした海外展開を見据え、「Cyber Security Cloud Inc.」を米国ワシントン州に設立しております。

当社がWebセキュリティ事業において提供している具体的なサービスの内容については以下のとおりです。なお、当社はWebセキュリティ事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

(1) 当社のサービスについて

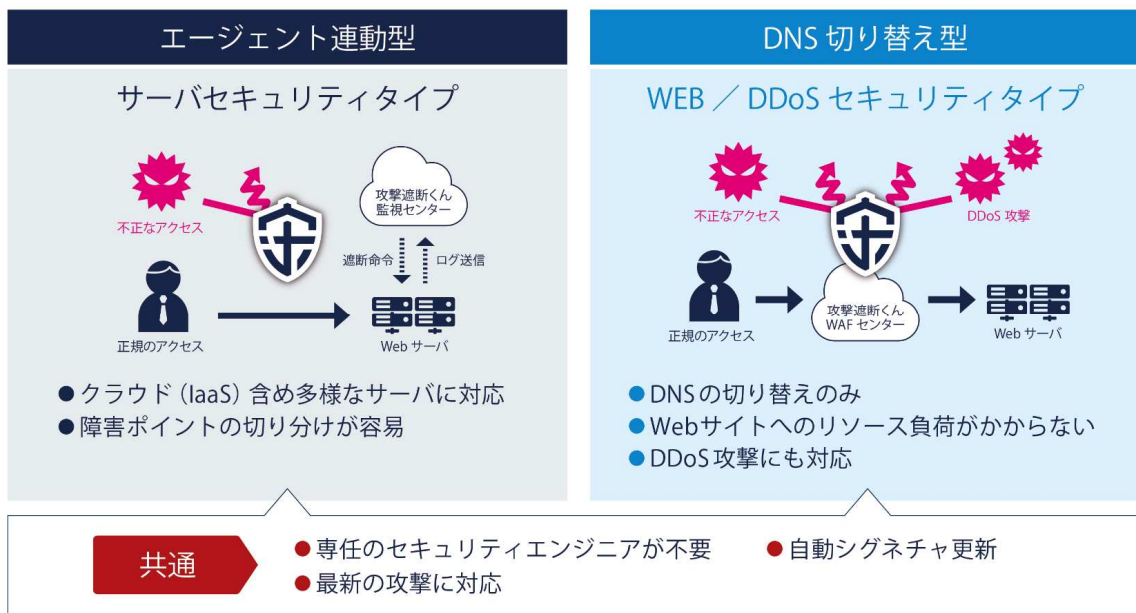
a. クラウド型WAF「攻撃遮断くん」

「攻撃遮断くん」は、Webアプリケーションに対するサイバー攻撃を検知・遮断・可視化する、クラウド型のセキュリティ・サービスです。製品の開発・運用・販売・サポートまで、当社が一貫して提供しているため、Webサイトへの多種、大量のサイバー攻撃のデータと運用ノウハウを当社が保持しております。本サービスではそれらをスムーズに開発・カスタマイズに反映させており、日々発見される新たなWebアプリケーションの脆弱性に対するセキュリティパッチ（※）をすぐに適用できない状況や、定期的に脆弱性診断が出来ない状況でも、当社によってシグネチャ（※）が更新されるため「攻撃遮断くん」を導入することでサイバー攻撃を遮断し、Webサイトをセキュアな環境に保つことを実現しております。

また「攻撃遮断くん」は、リアルタイムでサイバー攻撃を可視化し、攻撃元IP（※）や攻撃種別などを管理画面で把握することができます。目には見えないサイバー攻撃をビジュアル化することで、より適切な状況把握と情報共有が可能になります。

「攻撃遮断くん」には、サーバにエージェント（※）をインストールし、クラウドの監視センター（※）へログ送信・遮断命令を受けて攻撃を検知・遮断するサーバセキュリティタイプと、DNS（※）（Domain Name System）を切り替えて攻撃遮断くんWAFセンター（※）で攻撃を検知・遮断するWEB/DDoS（※）セキュリティタイプの2タイプを提供しており、その概要については以下（図：「攻撃遮断くん」プラン別概要図）のとおりです。2つのタイプを提供することにより、お客様のWebアプリケーションの環境に捉われずに導入可能なことが特徴となっております。

「攻撃遮断くん」では、AI（※）を活用することで従来のシグネチャでは発見することができなかった攻撃や、顧客のサービスに影響がある誤検知を発見しております。当社では、一般的攻撃情報だけでなく、ユーザーの正規のアクセス、攻撃として検知されたアクセスをニューラルネットワーク（※）に学習させることで、日々のアクセスデータや検知データをAIで評価することにより、シグネチャ精度向上に取り組んでおります。



図：「攻撃遮断くん」プラン別概要図

b. AWS WAFのルール自動運用サービス「WafCharm」

「WafCharm」は、AWSの提供するAWS WAFを利用するお客様に対して、「攻撃遮断くん」で培ったWebアプリケーションに対する攻撃パターンをAIによって学習し、AWS WAFのルールを自動運用するサービスです。

AWS WAFを導入することによってWebアプリケーションのセキュリティを高めることができますが、お客様がWebアプリケーションを利用してユーザーに提供しているサービスに合わせたルールを設定する敷居は高く、多くの知識と時間が必要です。

「WafCharm」を利用することにより、AWS WAFの持つ複数のルールから、お客様のサイトに最適なルールをAIが設定し、ルールの運用を自動化することができます。

新たな脆弱性への対応も自動でアップデートされるため、セキュアな状態でWebサイトの運用が可能となります。また、「WafCharm」を活用することで、お客様毎に柔軟なルール設定が可能となるだけでなく、ルール毎の検知数/攻撃種別/攻撃元国/攻撃元IPアドレスをまとめたレポート機能や、検知した内容をリアルタイムでメール通知するメール通知機能を利用することができます。

c. AWS WAFのManaged Rules

AWS WAFのManaged Rulesとは、セキュリティ専門のベンダーが独自に作成する厳選されたAWS WAFのセキュリティルールセットです。

2019年2月末時点で世界で7社目（注4）となるAWS WAFマネジドルールセラーに認定された当社の米国子会社を通じ、AWS Marketplace（※）でのManaged Rulesの提供が開始されました。当社が「攻撃遮断くん」及び「WafCharm」で培ったAWS WAFにおけるルール設定ノウハウをもとにパッケージ化することで、AWS WAFを利用するお客様は、AWS Marketplaceから簡単にManaged Rulesを利用することができます。

当社が提供するManaged Rulesの概要は以下のとおりです。

製品名	特徴
Cyber Security Cloud Managed Rules for AWS WAF -HighSecurity OWASP Set-	1. OWASP（※） Top 10 Webアプリケーションの脅威リストに含まれる脆弱性を軽減させる包括的なルールセット 2. 高い防御力と運用リスクとなる誤検知の軽減をデザイン 3. セキュアな環境をすぐに構築したいお客様向け
Cyber Security Cloud Managed Rules for AWS WAF -API Gateway/Serverless-	1. OWASP API Security Top 10、およびOWASP Serverless Top 10の脅威を軽減させる包括的なルールセット 2. 高い防御力と運用リスクとなる誤検知の軽減をデザイン 3. セキュアなAPI、サーバーレス環境をすぐに構築したいお客様向け

(2) 当社のビジネスモデルについて

当社の主要サービス「攻撃遮断くん」は、顧客に対し提供するサービスの対価を、使用した期間に応じて受領するサブスクリプション（月額課金）型モデルとなっており、継続したサービス提供を前提としております。収益構造は、ストック収益である月額課金額（MRR）（注5）と、初期導入費用、スポット費用で構成され、2018年12月期において、「攻撃遮断くん」の月額課金額が当社の「攻撃遮断くん」売上高全体に占める比率は94.9%（注6）となっております。

月額課金額の成長を実現するために、エンジニアとサポートが一丸となって「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」ためのセキュリティサービスを提供すべく、Webアプリケーションの脆弱性の情報収集及び迅速な脆弱性への対応、シグネチャの設定、カスタマイズ等、顧客価値向上を実現することで高い継続率の維持の実現を目指してまいります。自社にて開発から運用、サポートまで一気通貫していることによって、顧客満足度を高めながらサービス提供を行っております。なお、2017年以降の月次平均解約率は1.1%（注7）と低い数値を維持しております。

- (注) 1. 出典：国立研究開発法人情報通信研究機構「NICTER観測レポート2017」及び「NICTER観測レポート2018」
2. 出典：「クラウド型WAFサービス」に関する市場調査（2019年6月16日現在）＜ESP総研 調べ＞（2019年5月～2019年6月 調査）
3. 出典：株式会社マーケティングアンドアソシエイツ「セキュリティソフト浸透度調査」
4. AWS MarketplaceでManaged Rulesを販売している会社数から算定。
5. MRRとは、サブスクリプション型モデルにおけるMonthly Recurring Revenueの略で、既存顧客から毎月継続的に得られる収益の合計のこと。
6. 「攻撃遮断くん」の売上高におけるMRR（2018年1月から12月までの合計）の占める比率を記載。
7. MRRチャーンレート（2017年1月から2018年12月までの24ヶ月平均）を記載。MRRチャーンレートとは、当月失ったMRRを先月末時点のMRRで除すことで計算される実質解約率。

※用語集

(五十音順に記載)

用語	用語の定義
アプライアンス型WAF	ベンダーが提供するWAF専用サーバをWebサーバの直前に設置、または企業が購入したハードウェアへWAFをインストールすることで導入可能なWAF。アプライアンス型の導入には、ネットワーク構成の変更や運用を企業ごとに行う必要があり、機器購入費用や、運用コストが高額になる傾向がある。
エージェント	コンピューターが、自律的に情報処理や状況判断を行い、適切に処理を実行するユーザーインターフェース技術。
監視センター	お客様Webサーバのアクセスログを監視し、異常通信を検知して遮断するセンターシステム。
クラウド型WAF	サーバ購入などインフラの調達や整備は不要で、月額・年額のサービス利用料を支払うことでWAFを利用することが可能。WebサーバのDNS設定を変更するだけで導入ができ、アプライアンス型に比べて、ネットワークの構成の変更や運用の手間が不要。
攻撃遮断くんWAFセンター	お客様Webサーバの前段にWeb通信監視システムを配備し、そこで異常通信を検知して遮断するセンターシステム。
シグネチャ	マルウェアや不正アクセスといった攻撃の「特徴的なパターン」を意味する。またこのパターンを集約したファイルを「シグネチャ ファイル」、シグネチャを利用して攻撃を検知、防御する機能を「シグネチャ機能」と呼ぶ。
セキュリティパッチ	プログラムに脆弱性やセキュリティホールなどが発見された際に、それらの問題を修正するためのプログラム。
ソフトウェア型WAF	サーバにソフトウェアをインストールすることで導入可能なWAF。専用機器の購入は不要だが、アプライアンス型と同様に技術者による運用が必要となる。
ニューラルネットワーク	生物の神経ネットワークの構造と機能を模倣することで、脳機能に見られる特性を計算機上のシミュレーションによって表現することができる数学モデル。
マルウェア	コンピューター・ウイルス、スパイウェアなど、悪意のある目的を持ったソフトウェアやプログラム。

用語	用語の定義
AI	Artificial intelligenceの略語。日本では「人工知能」として知られている。従来から概念として広く知られた言葉だが、ロボティクス同様、膨大なデータの分析・解析・学習処理をクラウドベースで実現することにより現実味を帯び始めている。
AWS (Amazon Web Services)	Amazon.com, Inc.の関連会社 Amazon Web Services, Inc. が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称。
AWS Marketplace	AWS上で実行されるソフトウェアやサービスを見つけて購入し、すぐに使用を開始することができるオンラインソフトウェアストア。
AWS WAF	Amazon Web Services Web Application Firewallの略語。 AWS上で、お客様のWebアプリケーションを、アプリケーションの可用性、セキュリティの侵害、リソースの過剰な消費などに影響を与えかねない一般的なWebの弱点から保護するWebアプリケーションファイアウォール。AWS WAFを使用すると、カスタマイズ可能なWebセキュリティルールを指定することによって、どのトラフィックをWebアプリケーションに許可またはブロックするかを制御できる。
DDoS	Distributed Denial of Serviceの略語。複数のマシンから大量の接続要求等を行い過剰な処理負荷を与えることでサービスを機能停止状態へ追い込むサイバー攻撃の一種。
DNS	Domain Name Systemの略語。インターネット上におけるホスト名 (FQDN (※)) やドメイン名に対応するIPアドレス情報を管理・運用するシステム。
FQDN	Fully Qualified Domain Nameの略語。DNSなどのホスト名、ドメイン名 (サブドメイン名) などすべてを省略せずに指定した記述形式。
IP	パケット交換の仕組みを用いてコンピューターやネットワークを相互接続する通信プロトコルのこと。なお、プロトコルとは、複数の主体が滞りなく信号やデータ、情報を相互に伝送できるよう、あらかじめ決められた約束事や手順の集合のことを意味する。
IPアドレス	IPでネットワーク上の機器を識別するために指定するネットワーク層における識別用の番号である。インターネット上での住所のような役割を担う。
Managed Rules	AWS Marketplaceセラーが作成して管理している厳選されたルールセットで、AWS Application Load BalancerやAmazon CloudFrontで実行しているWebアプリケーションの前面に簡単にデプロイ可能。これらのManaged Rulesを使用すると、WebアプリケーションやAPIの保護を迅速に開始できる。
OWASP	Open Web Application Security Projectの略語。Webをはじめとするソフトウェアのセキュリティ環境の現状、またセキュアなソフトウェア開発を促進する技術・プロセスに関する情報共有と普及啓発を目的としたプロフェッショナルの集まる、オープンソース・ソフトウェアコミュニティ。
WAF (Web Application Firewall)	ファイアウォールの一種で、Webアプリケーションの脆弱性を悪用した攻撃から、WebサーバやWebサイトを保護するセキュリティ対策。エンドユーザーとWebサーバ間の通信を監視し、シグネチャ (不正な値・通信パターンを定義するルール) に一致した通信を攻撃と判断しブロックする。インフラ及びネットワークを保護するFirewallとは異なり、WAFはWebアプリケーション及びソフトウェアやOSを保護する。
Webアプリケーション	ブラウザから利用可能なアプリケーション・サービスのことを指す。 クライアント側のブラウザとサーバ側のアプリケーションサーバなどのプログラムが、互いに通信をおこなうことでサービスを実現する。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

(参考)

第9期の2018年9月に「AWS WAF」のルールセットであるManaged Rulesの販売及び海外展開を目的としてCyber Security Cloud Inc. を設立いたしました。現時点では当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、非連結子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
31	33.3	2.0	6,152

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、Webセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社に労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念のもと、不正アクセスやサイバー攻撃に対する対策としてのWebセキュリティを当たり前にするべく、「攻撃遮断くん」と「WafCharm」等の提供により、高度情報社会におけるサイバー空間を支えることを通じ、企業価値の最大化を図ります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、売上高及びMRRを重視しております。MRRを最大化すべく、新規の月額課金額の増大及び低い解約率の水準の維持低減のための事業活動により、結果として売上高及び利益の成長を実現し、継続的な企業価値の向上を目指します。

(3) 経営環境及び中長期的な経営戦略

近年、インターネット技術やAI技術の進化によりWebシステムへのサイバー攻撃の手口が加速度的に高度化しております。不正アクセスによる情報漏洩や、企業のサービスの妨害や破壊を目的としたDDoS攻撃など、通信を媒介し、様々なアプリケーションの脆弱性が悪用されることにより深刻な被害につながっております。

加えて、AIを悪用したより複雑な攻撃や、未知のサイバー攻撃が今後増加していくことも予想されております。

これらの脅威に対して、世界中の人々が使うサイバー空間を守り、安心安全に使えるサイバー空間を実現するために、当社は以下の事項を中長期的な経営戦略として、事業を推進してまいります。

①当社のサービスは、サイバーセキュリティに特化しているからこそ、サイバーセキュリティ技術による言語や文化の壁を越えたグローバル展開が可能となっております。日本発のグローバルサイバーセキュリティカンパニーとして、当社の技術力を活かした独自のプロダクトを提供し、世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間の創造の実現を目指してまいります。

②コア技術だけでは多くの利用者を満足させる製品づくりはできません。当社では技術、サポート、販売が密な連携を行うことで、ユーザーの声を開発に反映した満足度の高い製品づくりを行ってまいります。

当社のサービスはクラウド型で提供することにより、当社に多くのアクセス及び攻撃データが集まります。そのデータをAI技術を用いて分析することで、新たな顧客課題の発見へとつながり、新たな製品を生み出してまいります。

③当社は、サイバーセキュリティ分野において、攻撃手法の研究技術、サイバーセキュリティ製品に搭載することを目的としたコア技術の開発力、大量のデータを知見に変えるAI技術を保有しております。

サイバーセキュリティは多層防御といわれ、それぞれの層において対処すべき事項が多岐に渡ります。現在の製品を軸足におきながらも、他分野におけるセキュリティ対策の製品化など、社会トレンドを踏まえたリサーチを基としたR&Dを実行する体制を構築することでトレンドに適した製品をサブスクリプションモデルで開発・提供してまいります。

サイバー攻撃の手法は日々進化しており、それに対応するための方法もまた日々進化させることが重要です。脅威インテリジェンス（注）を活用し、最新の攻撃手法の研究を行いプロダクトへの反映を瞬時に行っていきます。

また、ビッグデータを保持するサービスを多く提供していくことで、ビッグデータとAIの技術を組み合わせた新たな知見を生み出し、サイバー攻撃の防御への活用のみならず、ユーザーの利便性向上のための研究開発を行ってまいります。

（注）脅威インテリジェンス：Threat Intelligence（スレットインテリジェンス）を日本語に翻訳したもの。

新たな脅威の防止や検知に利用できる情報の総称。

(4) 対処すべき課題

(人材の確保と育成)

当社が中長期にわたって成長するにあたり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要であります。

成長性のあるセキュリティ市場の中でも、導入実績国内No. 1のWebセキュリティメーカーとしての優位性があるため、現時点では優秀なエンジニア、営業、サポート要員が集まる環境が実現できておりますが、引き続き従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて、技術者の育成を進めてまいります。

(サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得)

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、当社サービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

(セキュリティ対策の認知向上)

当社の経営理念である「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」を実現するためには、Webアプリケーションを取り巻く脅威の内容及びそれに対する対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えております。未だWebセキュリティ対策に関して経営者の多くが誤認しているという実態（注）があるため、当社は、通常の営業活動に加え、Webセキュリティに関するセミナーをはじめとしたWebセキュリティ対策の重要性の啓蒙活動、当社が所持するデータに基づく統計情報などを各種媒体を通じて情報発信することにより、正しいWebセキュリティ対策の認知向上と適切な対策を促す活動に取り組んでおります。

（注）出典：株式会社マーケティングアンドアソシエーツ「セキュリティソフト浸透度調査」

(サービス開発への積極的な投資)

今日のサイバー攻撃は多種多様化し、新たな脅威に対する対策が求められております。当社事業の根幹となるサービス開発に対する投資は、より強固なサイバーセキュリティを実現し、結果として安心安全に使える信頼性のあるサービス開発へつながるのみならず、サービスの高付加価値化から更なる当社業域の拡大を目指すものであります。

(研究開発)

サイバー攻撃の手法が高度化している中、AIやBot（注）などを活用した複雑な攻撃や未知の攻撃に対しては検知が困難であり、正常なアクセスを誤検知してしまうなどの問題が発生してしまう可能性があります。そのため、防御側にもAIのような柔軟性を持った技術の活用が求められております。当社では、攻撃者の動機・目的・手口・行動などの分析を行う脅威インテリジェンスの活用や、当社が保有する膨大なデータをAIに学習させることで、様々なアクセスの中から未知のサイバー攻撃の可能性が高いアクセスを発見・検知することなど、最新のセキュリティ対策のための研究開発に取り組んでまいります。

（注）Bot: コンピューター・ウイルスや不正アクセスなどによって第三者のコンピューターに置かれたプログラムで、外部からのコントロールによって様々な破壊行為を行う機能を持ったもの

(海外展開)

世界の情報セキュリティ市場における日本発の製品シェアは少なく、海外製品が多くを占めておりますが、サイバーセキュリティ技術は世界共通であることから、日本国内へ海外企業のセキュリティ製品が浸透していることと同様に、当社による海外市場へのサービス提供のハードルは高くないと考え、Managed Rulesの販売を足掛かりとして、既存サービスの海外市場への展開に取り組んでまいります。

(内部管理体制の強化)

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。従来より当社は監査役会の設置、社外取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めております。内部統制の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

(事業環境の変化について)

当社が属するサイバーセキュリティの市場は、日々発生する新たな脅威や技術革新等による環境変化に伴い、ニーズが変化しやすい特徴があります。サイバーセキュリティに対する脅威の複雑化・多様化を背景に市場は今後拡大していくものと見込んでおりますが、市場の黎明期であるため不確定要素も多く、市場の成長スピードが当社の想定と異なる可能性があります。

このような中、当社は研究開発担当者による新技術の開発や、各種メディアへの情報発信などの取り組みにより、当社製品及びサービスの競争力の維持向上に努めております。しかし、新たなサイバーセキュリティに関する技術や、サイバー攻撃の脅威に対する当社製品及びサービスの開発が追い付かなかった場合を含め、当社を取り巻く事業環境の変化に有効な対抗策を講じる事ができなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(競争について)

当社が属するサイバーセキュリティの市場は、成長市場として注目され、市場が拡大傾向にあります。当社では、これまで培ってきたWebセキュリティに関するノウハウと当社の保有するデータや技術を活かし、引き続き顧客のニーズを汲んだサービスの提供をできるよう進めていく方針であります。しかし、競合企業の新規参入や、競合企業が優れたサイバーセキュリティ機能は無償または安価でサービス提供した場合、当社の競争力が低下する可能性があります。また、このような競合企業の同機能が当社の各サービスの機能より劣っていたとしても、ユーザーはより低い価格を求めて当該競合企業の製品を選択する可能性があります。そのような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(海外展開について)

当社は、2018年9月に海外子会社（アメリカ）を設立し、海外展開を進めていく方針ですが、海外展開に際しては現地の法令・規制の変更、社会情勢、為替相場の変動、当社サービスが市場に受け入れられない可能性等の様々な潜在的リスクが存在しております。それらのリスクに対処できなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社サービスに関するリスク

(セキュリティサービスの提供について)

当社サービスは、サイバーセキュリティというサービスの性質上、サイバー攻撃の技術向上その他の原因により、第三者からのあらゆる不正なアクセスを当社サービスにより遮断できるものではなく、当該サイバーセキュリティの目的が100%実現することを保証するものではありません。当社サービスの利用約款や契約には免責事項及び当社の責任の及ぶ範囲についての条項を明記しておりますが、顧客の情報資産に対するサイバー攻撃や情報資産漏洩等のセキュリティインシデントが生じた場合、当社の責に帰すべき事由の有無に関わらず、当社サービスに対する信頼性の喪失や、何らかの事情による損害賠償責任の追及を受ける可能性を否定できず、この場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社のサービスの一部には、当社以外の第三者がその著作権等を有する複数のオープンソースソフトウェア（以下「OSS」という。）を組み込んでおります。当社では、サービスにOSSを組み込む場合、各OSSライセンスに則って組み込むほか、開発元によるアップデート情報の収集、代替となるソフトウェアの利用や自社開発の検討等の対応を行っております。しかし、各OSSライセンスの内容が大幅に変更されたり、利用するOSSが第三者の権利を侵害するものであることが発見された場合、プログラムの瑕疵（バグ）があった場合には、当該プログラムの修正や、かかる第三者への対応による費用負担の発生、当社サービスの提供が困難となることにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(当社が提供するサービスの瑕疵について)

サービスを提供する際には、開発過程におけるプログラムのバグや欠陥の有無の検査、ユーザーの使用環境を想定した動作確認などの品質チェックを行い、サービス提供におけるトラブルを未然に防ぐ体制をとっております。しかしながら、サービスの特性上、これらを完全に保証することは難しいものとなっております。

万が一、プログラムにバグや欠陥が発見された場合の対策として、当社ではプログラムの修正対応や、サービスの利用約款への免責条項の設定などにより損失を限定する体制をとっておりますが、これらの対策はリスクを完全に回避するものではなく、バグや欠陥の種類、発生状況によっては補償費用が膨らみ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(システム障害について)

当社の事業はインターネット通信網に依存しており、ホスティングサービス業者のサーバを利用しております。当社では、システム障害の発生防止のために、システムの冗長化、脆弱性検査、不正アクセス防御等の対策を講じておりますが、これらの対策を講じているにも関わらず、ホスティングサービス業者に障害が生じ、代替手段の調達ができずにサービスが長時間にわたり中断する等の事象が発生した場合や、自然災害、事故、不正アクセス等によって通信ネットワークの切断、サーバ等ネットワーク機器に作動不能等の障害が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(Webセキュリティ事業に特化していることによる影響について)

当社は、Webセキュリティ事業に特化したサービス提供をしております。今後、経済環境の悪化その他の要因により、Webセキュリティ事業の需要が低迷した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(解約について)

当社サービスを継続利用することで生じる月額課金額につきましては、顧客満足度を高めることで解約率を低く維持するための施策を行っておりますが、顧客企業の利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定の解約が発生しております。当社の予算及び経営計画には、実績を基に一定の解約を見込んでおりますが、競合他社に対する競争力の低下や、トラブル等の何らかの要因により当社の想定を超える解約が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(研究開発について)

当社では、最新のサイバー攻撃の脅威に対応するべく、システム開発におけるセキュリティのニーズやシーズ把握のための基礎研究を進めております。しかしながら、研究開発には多くの不確実性が伴い、当初想定した研究開発による成果が得られない場合、又は成果が十分に収益に繋がらない場合も想定されます。当社では研究開発の成果とのバランスを鑑みながら、費用が大きく増加するリスクを低減しておりますが、研究開発が計画どおりに推移しない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

(情報管理体制について)

当社は、情報セキュリティマネジメントの国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得しており、当社の顧客、役員及び従業員の個人情報をも含めた社内の情報管理には十分な注意を払っております。また、セキュリティ管理策の実施と従業員のモラル教育の徹底、セキュリティシステムの導入、ネットワークやデータベースへのアクセス制御やログ管理、サイバー攻撃や当社従業員による情報漏洩等の情報セキュリティインシデントの未然防止などの管理策を実施しております。

このような対策にも関わらず当社において、サイバー攻撃による被害発生、情報漏洩への関与または当社技術の犯罪行為等への悪用等が行われた場合、漏洩した機密情報を使用されることによる損害や、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社の信用が失墜するなどにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(小規模組織であることについて)

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成において最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強、内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(人材の確保について)

当社が開発するサービスは、従業員（エンジニア）の技術力に拠るところが大きく、優秀なエンジニアを安定的に確保することが重要と認識しております。当社は継続的に従業員の採用及び教育を行っておりますが、従業員の採用及び教育が計画通りに進まないような場合や人材流出が進むような場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

(法的規制について)

当社は企業活動に関わる各種法令の規制を受けておりますが、当社の事業継続に著しく重要な影響を及ぼす特有の法的規制は、本書提出日時点において存在しないと考えております。しかしながら、今後、既存法令等の改正や新たに当社事業を規制する法的規制が適用されることになり、当社の事業展開が制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じたりする場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(知的財産権について)

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、専門家と連携しながら調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。この場合、使用料の請求や損害賠償請求等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社に対する知的財産権の使用料の請求や損害賠償請求等が発生することや、当社が保有している知的財産権が第三者により侵害された場合には、法的措置を含めた対応を要するなど、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

(配当政策について)

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(資金使途について)

東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募増資により調達した資金の使途につきましては、主に研究開発費用、人員拡充における採用費及び人件費等に充当する予定であります。しかしながら、当社が属する業界の急速な変化により、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性や、当初の計画通りに資金を充当した場合でも、想定通りの投資効果をあげられない可能性があります。また、将来にわたっては資金調達の使途の前提となっている事業計画・方向性が見直される可能性があります。

(新株予約権の行使による株式価値の希薄化について)

当社は役員及び従業員等に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブを目的としてストック・オプションを付与しております。今後も優秀な人材確保のためのストック・オプションを発行する可能性があり、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は89,600株であり、発行済株式総数2,235,000株の4.01%に相当しております。

(繰越欠損金の解消による影響等について)

当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合や税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(株主構成について)

本書提出日現在において、当社発行済株式総数2,235,000株のうち、計245,000株は、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合（以下「VC等」という。）が所有しており、VC等が保有する当社株式の割合は11.0%と高い水準となっております。一般にVC等による未公開企業の株式所有目的は、株式公開後に売却を行い、キャピタルゲインを得ることであり、今後、VC等が所有する当社株式が市場にて売却された場合には、当社株式の売却圧力が顕在化し、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社はWebセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

①財政状態の状況

第9期事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(資産)

当事業年度末における流動資産は245,998千円となり、前事業年度末と比較して107,680千円増加いたしました。これは主に、運転資金調達のための新規借入に伴い現金及び預金が79,801千円増加、売上高増加に伴い売掛金が16,538千円増加したことによるものであります。

固定資産は42,640千円となり、前事業年度末と比較して19,505千円増加いたしました。これは主に、本社移転に伴い建物が12,343千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は288,639千円となり、前事業年度末に比べて127,185千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は187,016千円となり、前事業年度末と比較して109,696千円増加いたしました。これは主に、運転資金調達のための新規借入に伴い短期借入金が30,000千円増加、1年内返済予定の長期借入金が23,328千円増加したことに加え、事業拡大により未払金が23,221千円増加したことによるものであります。

固定負債は45,284千円となり、前事業年度末と比較して45,284千円増加いたしました。これは、運転資金調達のための新規借入に伴う長期借入金が45,284千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は232,300千円となり、前事業年度末に比べ154,980千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は56,339千円となり、前事業年度末と比較して27,794千円減少いたしました。これは、当期純損失の計上による繰越利益剰余金27,794千円の減少によるものであります。

第10期第3四半期累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は380,181千円となり、前事業年度末に比べ134,182千円増加いたしました。これは主に、事業拡大による売上増加の結果、現金及び預金が106,858千円増加したことによるものであります。固定資産は37,792千円となり、前事業年度末に比べ4,848千円減少いたしました。これは主に、減価償却により無形固定資産が3,750千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、417,974千円となり、前事業年度末に比べ129,334千円増加いたしました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は209,841千円となり、前事業年度末に比べ22,825千円増加いたしました。これは主に、借入金の返済に伴い短期借入金が24,000千円減少した一方、1年内返済予定の長期借入金が17,212千円増加したこと、事業拡大により未払法人税等が21,226千円増加、前受金が19,466千円が増加したことによるものであります。固定負債は48,916千円となり、前事業年度末に比べ3,632千円増加いたしました。これは長期借入金が3,632千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は258,757千円となり、前事業年度末に比べ26,457千円増加いたしました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は159,216千円となり、前事業年度末に比べ102,877千円増加いたしました。これは四半期純利益の計上により利益剰余金が102,877千円増加したことによるものであります。

②経営成績の状況

第9期事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等により、緩やかな回復基調が続きました。先行きにつきましては、海外経済の不確実性や米国の動向に留意する必要があるものの、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、引き続き堅調に回復していくことが期待されております。

当社が属するセキュリティ業界におきましては、各企業のセキュリティ製品におけるクラウドサービスの利用拡大や、対策を外部に委託するケースが増えており、2022年には5,735億円（注1）になると予測されている市場全体の中でも、Webセキュリティ市場の成長率が最も高く、中でもSaaS（注2）型製品が好調なWAF（Webアプリケーションファイアウォール）が市場をけん引していくと推測されております。

DDoS攻撃やランサムウェア等、多様化するサイバー攻撃被害が相次いでいる事を背景として需要が拡大しており、従来、需要の中心であった大規模組織のみならず、相対的にセキュリティ対策が遅れていた中堅・中小企業における新規導入需要が拡大しております。当社におきましても、これらの動きを背景とした問い合わせや相談件数が増加いたしました。

このような状況の中、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念のもと、クラウド型WAF「攻撃遮断くん」の機能強化と導入企業数拡大、「WafCharm」の提供に向けた活動に取り組みしました。

「攻撃遮断くん」の機能強化として、新たな脆弱性に対する迅速な対応はもちろんのこと、Webサイトからの申し込み自動化機能の開発などを実現した結果、「攻撃遮断くん」売上高は前期比193.6%と増加しました。

2017年12月より提供開始した「WafCharm」におきましても、世界のクラウド市場で47.8%のシェアを持つAWS（Amazon Web Services）（注3）に搭載されたAWS WAFの自動運用を可能にしました。導入と運用の手軽さだけでなく、AWSとの連携によるAWS WAFの新機能リリースに迅速に対応した「WafCharm」の新機能の開発もあり、販売開始より多くのユーザーにご利用いただいております。

また、Webセキュリティの啓蒙も含めた広告宣伝活動においては、当社サービスの認知度向上及び市場の拡大に向けた先行投資として、タレントを起用したWeb動画広告、情報セキュリティEXP0への出展のほか、当社セキュリティエンジニアによるセキュリティレポートの強化などに取り組みしました。

以上の結果、当事業年度の当社の業績は、売上高488,838千円（前事業年度比197.9%）、営業損失29,091千円（前事業年度は営業損失42,287千円）、経常損失27,525千円（前事業年度は経常損失46,840千円）、当期純損失27,794千円（前事業年度は当期純損失52,256千円）となりました。

（注）1 出典：富士キメラ総研「2018 ネットワークセキュリティビジネス調査総覧」

2 SaaS：Software as a Serviceの略称。ユーザー側のコンピューターにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを利用する形態のサービス

3 出典：Gartner(July 2019) Worldwide IaaS Public Cloud Services Market Share

第10期第3四半期累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等により、緩やかな回復基調がみられるものの、国際情勢の緊張不安や不確実性による為替や株価の不安定な動きにより、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念のもと、クラウド型WAF「攻撃遮断くん」の機能強化と導入企業数拡大、「WafCharm」の導入企業数拡大に向けた取り組みに加え、2019年2月にはAWS WAFのManaged Rules「Cyber Security Cloud Managed Rules for AWS WAF - HighSecurity OWASP Set-」の販売を開始いたしました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の当社の業績は、売上高579,414千円、営業利益123,537千円、経常利益121,674千円、四半期純利益102,877千円となりました。

③キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度末に比べ79,801千円増加し、204,151千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は、6,696千円（前事業年度は8,000千円の支出）となりました。その主な内訳は、税引前当期純損失27,525千円の計上、未払金の増加額23,221千円、未払費用の増加額13,006千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって支出された資金は、25,507千円（前事業年度は13,177千円の支出）となりました。その主な内訳は、本社移転に伴う敷金の差入による支出15,102千円、有形固定資産の取得による支出13,586千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られた資金は、98,612千円（前事業年度は130,161千円の収入）となりました。その主な内訳は、運転資金の調達に伴う短期借入れによる収入30,000千円、長期借入れによる収入70,000千円であります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

第9期事業年度及び第10期第3四半期累計期間における販売実績をサービス別に示すと次のとおりであります。

サービスの名称	第9期事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		第10期第3四半期累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
	販売高	前年同期比 (%)	販売高
攻撃遮断くん (千円)	477,766	193.6	527,779
WafCharm (千円)	11,071	—	43,843
Managed Rules (千円)	—	—	7,791
合計 (千円)	488,838	197.9	579,414

- (注) 1. 当社はWebセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。上記ではサービス別の販売実績を記載しております。
2. 最近2事業年度及び第10期第3四半期累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

②経営成績の分析

第9期事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

a. 売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ241,881千円増加し、488,838千円（前年同期比97.9%増）となりました。これは主に、「攻撃遮断くん」の月額課金額の増加に伴い2018年12月のMRRが44,782千円（2017年12月比64.0%増）まで伸びたこと、2018年の月次平均解約率が1.24%（2017年の月次平均解約率は0.99%）と低い数字を維持したこと、「WafCharm」の販売を開始したためであります。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、「攻撃遮断くん」の契約数増加に伴い通信費が増加したこと、組織拡大のため中途採用を積極的に行ったことによる人件費の増加等により、前事業年度に比べ74,499千円増加し、147,448千円（前年同期比102.1%増）となりました。

この結果、売上総利益は、前事業年度に比べ167,382千円増加し、341,389千円（前年同期比96.2%増）となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業損失

当事業年度における販売費及び一般管理費は、組織拡大のため、中途採用を積極的に行ったことによる採用費、人件費の増加及び本社移転に伴い地代家賃が増加、積極的な広告宣伝活動による広告宣伝費の増加などにより、前事業年度に比べ154,187千円増加し、370,481千円（前年同期比71.3%増）となりました。

この結果、営業損失は29,091千円（前年同期は営業損失42,287千円）となりました。

d. 営業外損益、経常損失

当事業年度における営業外収益は、助成金収入等により、前事業年度に比べ1,811千円増加し、1,883千円（前年同期比2,515.3%増）となりました。

当事業年度における営業外費用は、支払利息の減少により前事業年度に比べ4,309千円減少し、317千円（前年同期比93.1%減）となりました。

この結果、営業外損益は1,565千円の利益となり、経常損失は27,525千円（前年同期は経常損失46,840千円）となりました。

e. 特別損益、当期純損失

当事業年度において特別損益の計上はなく、税引前当期純損失は27,525千円（前年同期は税引前当期純損失51,966千円）となりました。また、法人税等268千円を計上した結果、当期純損失は27,794千円（前年同期は当期純損失52,256千円）となりました。

第10期第3四半期累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

a. 売上高

当第3四半期累計期間における売上高は、579,414千円となりました。これは主に、前年度より実施した大型のマーケティング活動による当社サービスの認知度向上や、新規顧客開拓に努めた結果、「攻撃遮断くん」の受注増加に伴い2019年9月のMRRが62,998千円まで伸びたこと、2019年9月時点で直近12ヶ月の月次平均解約率が1.09%と低い数字を維持したこと、「WafCharm」の新規受注が堅調に推移したためであります。

b. 売上原価、売上総利益

当第3四半期累計期間における売上原価は、162,107千円となりました。これは主に人件費及び通信費等によるものであります。この結果、売上総利益は417,306千円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、293,768千円となりました。これは主に人件費及び広告宣伝費等によるものであります。この結果、営業利益は123,537千円となりました。

d. 営業外損益、経常利益

当第3四半期累計期間において営業外収益が1,753千円、営業外費用が3,617千円発生しております。この結果、経常利益は121,674千円となりました。

e. 特別損益、四半期純利益

当第3四半期累計期間の特別損益については、該当事項はありません。法人税等を18,797千円計上した結果、四半期純利益は102,877千円となりました。

③財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」をご参照下さい。

④キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

⑤経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照下さい。

⑥資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、通信費、人件費、広告宣伝費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は本社移転に伴う敷金の差入等によるものであります。

当社は、事業活動に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金及び投資資金は、自己資金及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、当事業年度末における借入金残高は98,612千円となっております。また、当事業年度末の現金及び現金同等物は204,151千円であり、流動性を確保しております。

⑦経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長を遂げるためには、様々な課題に対処する事が必要であると認識しております。

それらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施しさらなる事業拡大を図ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

サイバーセキュリティ製品の開発は、今までの専門家の知識をもとにした製品開発だけでなく、新規技術を活用した製品開発を進めることが重要になっております。そのため当社では、日々収集される大量のデータを活用する AI の活用や、システム開発におけるセキュリティのニーズやシーズ把握のための基礎研究を進めております。

第9期事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当事業年度における研究開発費の総額は、20,239千円となりました。なお、当社はWebセキュリティ事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

① ビッグデータ・機械学習・AIを活用した精度向上の研究

AI を用いたサイバー攻撃の検知精度向上に関する研究開発を行いました。

② システムに関連する様々な要素技術の研究

IoT（注）で利用されるプロトコルのセキュリティ対策に関する研究開発を行いました。

③ 新たな脆弱性のリサーチ及びサイバー攻撃の基礎研究

新たな脆弱性情報をいち早く収集し、新たな攻撃手法と防御手法に関する研究開発を行いました。

（注）「Internet of Things」の略で、モノのインターネットと呼ばれるように、これまではインターネットに接続されていなかったモノが接続されることを意味する。

第10期第3 四半期累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

当第3 四半期累計期間における研究開発費の総額は33,570千円であります。なお、当社はWebセキュリティ事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

① ビッグデータ・機械学習・AIを活用した精度向上の研究

AI を用いたサイバー攻撃の検知精度向上に関する研究開発を行いました。

② システムに関連する様々な要素技術の研究

IoTで利用されるプロトコルのセキュリティ対策に関する研究開発、ならびにコンテナ通信の監視を実現可能にする技術に関する研究開発を行いました。

③ 新たな脆弱性のリサーチ及びサイバー攻撃の基礎研究

新たな脆弱性情報をいち早く収集し、新たな攻撃手法と防御手法に関する研究開発を行いました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当事業年度において実施した設備投資等の総額は、13,586千円であります。これは主に、人員数増加に対応するための本社移転に伴う工事及び什器等の購入によるものであります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はWebセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第10期第3四半期累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

当第3四半期累計期間における設備投資について特記すべき事項はありません。

また、当第3四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	事務所等	12,343	1,023	8,750	22,116	27

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2018年8月に本社移転をしております。本社オフィスは賃借しており、その年間賃借料は、33,981千円であります。

3. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数については従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 当社は、Webセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2020年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,940,000
計	8,940,000

（注）2019年8月28日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は2019年8月28日付で59,400株増加しております。また、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は8,850,600株増加し、8,940,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,235,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,235,000	—	—

（注）1．2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,212,650株増加し、2,235,000株となっております。

2．2019年8月28日開催の臨時株主総会決議により、2019年9月9日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2018年3月12日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 6 (注) 6	当社取締役 1 当社従業員 16 (注) 7
新株予約権の数(個) ※	258 [255]	268 [243]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 258 [25,500] (注) 1	普通株式 268 [24,300] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	130,000 [1,300] (注) 2	130,000 [1,300] (注) 2
新株予約権の行使期間※	2020年3月13日から2028年2月12日	2020年3月13日から2028年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 130,000 [1,300] 資本組入額 65,000 [650]	発行価格 130,000 [1,300] 資本組入額 65,000 [650]
新株予約権の行使の条件※	(注) 3, 4	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、別途締結する新株予約権割当契約に違反した場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り捨てる。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
（注）4に準じて決定する。
6. 付与対象者の役員への就任及び退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名、当社従業員3名となっております。
7. 付与対象者の役員への就任及び退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名、当社従業員10名となっております。
8. 2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第3回新株予約権
決議年月日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 2
新株予約権の数（個）※	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 100 [10,000]（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	130,000 [1,300]（注） 2
新株予約権の行使期間※	2020年3月13日から2028年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 130,000 [1,300] 資本組入額 65,000 [650]
新株予約権の行使の条件※	（注） 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2018年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1 株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

- ① 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
- ② 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、別途締結する新株予約権割当契約に違反した場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り捨てる。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
（注）4に準じて決定する。
6. 2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第4回新株予約権
決議年月日	2020年2月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 29
新株予約権の数（個）※	298
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 29,800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,600（注）2
新株予約権の行使期間※	2022年2月15日から2030年2月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,600 資本組入額 1,800
新株予約権の行使の条件※	（注）3，4
新株予約権の譲渡に関する事項※	第三者に対する譲渡、担保権の設定 その他処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 2019年2月14日における内容を記載しております。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、（注）2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

その他、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結までの間に、会社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合には、行使価額は、上記行使価額と金融商品取引所に上場した場合の募集株式1株当たりの公募価格のうち、いずれか高い金額に調整されるものとする。

3. 行使条件

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、割当日から1年が経過する日まで、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位又は当社若しくは当社子会社と業務委託契約を締結している関係にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が承認する正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 下記の場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

- ① 新株予約権の割当を受けた者が（注）3に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- ② 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合
- ③ 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得
（注）4に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2014年7月31日 (注) 1	800	1,700	10,000	19,000	10,000	10,000
2015年10月31日 (注) 2	256	1,956	38,400	57,400	38,400	48,400
2015年11月30日 (注) 3	78	2,034	11,700	69,100	11,700	60,100
2016年4月20日 (注) 4	17	2,051	2,550	71,650	2,550	62,650
2016年4月27日 (注) 5	34	2,085	5,100	76,750	5,100	67,750
2017年12月26日 (注) 6	150	2,235	97,500	174,250	97,500	165,250
2018年3月12日 (注) 7	20,115	22,350	—	174,250	—	165,250
2019年9月9日 (注) 8	2,212,650	2,235,000	—	174,250	—	165,250

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 個人2名
発行価格 25,000円
資本組入額 12,500円

2. 有償第三者割当

割当先 株式会社AMBITION、他4社と個人3名
発行価格 300,000円
資本組入額 150,000円

3. 有償第三者割当

割当先 S B I ベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、他4社
発行価格 300,000円
資本組入額 150,000円

4. 有償第三者割当

割当先 ブランデックス株式会社
発行価格 300,000円
資本組入額 150,000円

5. 有償第三者割当

割当先 山野愛子どろんこ美容. c o m株式会社
発行価格 300,000円
資本組入額 150,000円

6. 有償第三者割当

割当先 B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合、株式会社マイナビ、グリー株式会社
発行価格 1,300,000円
資本組入額 650,000円

7. 株式分割 (1:10) によるものがあります。

8. 株式分割 (1:100) によるものがあります。

(4) 【所有者別状況】

2020年1月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	18	2	－	10	30	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	8,520	6,900	－	6,930	22,350	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	38.1	30.9	－	31.0	100	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,235,000	22,350	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,235,000	—	—
総株主の議決権	—	22,350	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。

株主への利益配分については、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、当面は内部留保の充実に注力する方針であります。

内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点において未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことが出来る旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	大野 暉	1990年 6月19日生	2013年11月 スターフェスティバル株式会社入社 新規事業部長 兼 社長室長 2016年11月 当社代表取締役社長 (現任) 2018年9月 Cyber Security Cloud Inc. CEO (現任)	(注) 3	121,000
取締役	CTO兼Webセキュリティ 事業部長	渡辺 洋司	1975年 8月19日生	1998年4月 株式会社アルファシステム入社 2002年3月 株式会社アスケイド入社 2016年4月 当社入社 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2016年12月 当社執行役員 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2017年6月 当社取締役 CTO兼Webセキュリティ事業部長 (現任)	(注) 3	—
取締役	管理部長	倉田 雅史	1991年 8月30日生	2014年4月 太陽ASG有限責任監査法人 (現 太陽有限責任監査法人) 入所 2016年7月 公認会計士登録 2017年7月 当社入社 執行役員管理部長 2019年3月 当社取締役管理部長 (現任)	(注) 3	—
取締役		伊倉 吉宣	1979年 5月8日生	2006年9月 司法試験合格 2007年12月 弁護士登録 2008年4月 AZX総合法律事務所入所 2010年5月 平河総合法律事務所 (現カイロス総合法律事務所) 入所 2013年2月 伊倉総合法律事務所開設 代表弁護士 (現任) 2015年12月 株式会社Waqoo 監査役 (現任) 2016年12月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役		安田 英介	1981年 6月7日生	2006年12月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2010年10月 公認会計士登録 2011年2月 望月コンサルティング (上海) 有限公司 (現 Mazars上海) 入社 2016年12月 当社常勤監査役 (現任) 2017年10月 株式会社HumanBridge 取締役	(注) 4	—
監査役		村田 育生	1958年 6月5日生	1995年12月 株式会社ガリバーインターナショナル (現 株式会社IDOM) 入社 取締役 1997年4月 同社常務取締役 2000年4月 株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービス 代表取締役 2001年4月 株式会社ガリバーインターナショナル (現 株式会社IDOM) 代表取締役副社長 2007年4月 株式会社ジー・ワンクレジットサービス 代表取締役会長 2009年10月 村田作戦株式会社 代表取締役社長 (現任) 2012年9月 株式会社ネクステージ 監査役 (現任) 2013年3月 株式会社スノーピーク 取締役 2017年6月 当社監査役 (現任) 2017年8月 株式会社スノーピークグランピング 代表取締役	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		泉 健太	1979年 8月2日生	2003年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式会社）入社 2009年12月 Citigroup Global Markets Japan Inc.（現シティグループ証券株式会社）入社 2010年9月 株式会社フルスピード 取締役CFO 2011年10月 同社取締役副社長（COO兼CMO） 2015年6月 リライアンス・データ株式会社 代表取締役（現任） 2015年9月 タグピック株式会社 取締役（現任） 2016年9月 五反田電子商事株式会社 監査役（現任） 2017年9月 株式会社バンク・オブ・イノベーション 取締役 2018年3月 当社監査役（現任） 2018年10月 Vstudio株式会社 取締役（現任） 2019年11月 株式会社AI Marketing 取締役（現任）	(注) 4	—
計						121,000

- (注) 1. 取締役伊倉吉宣は、社外取締役であります。
2. 監査役安田英介、村田育生及び泉健太は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2019年8月28日開催の臨時株主総会の終結の時から1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2019年8月28日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

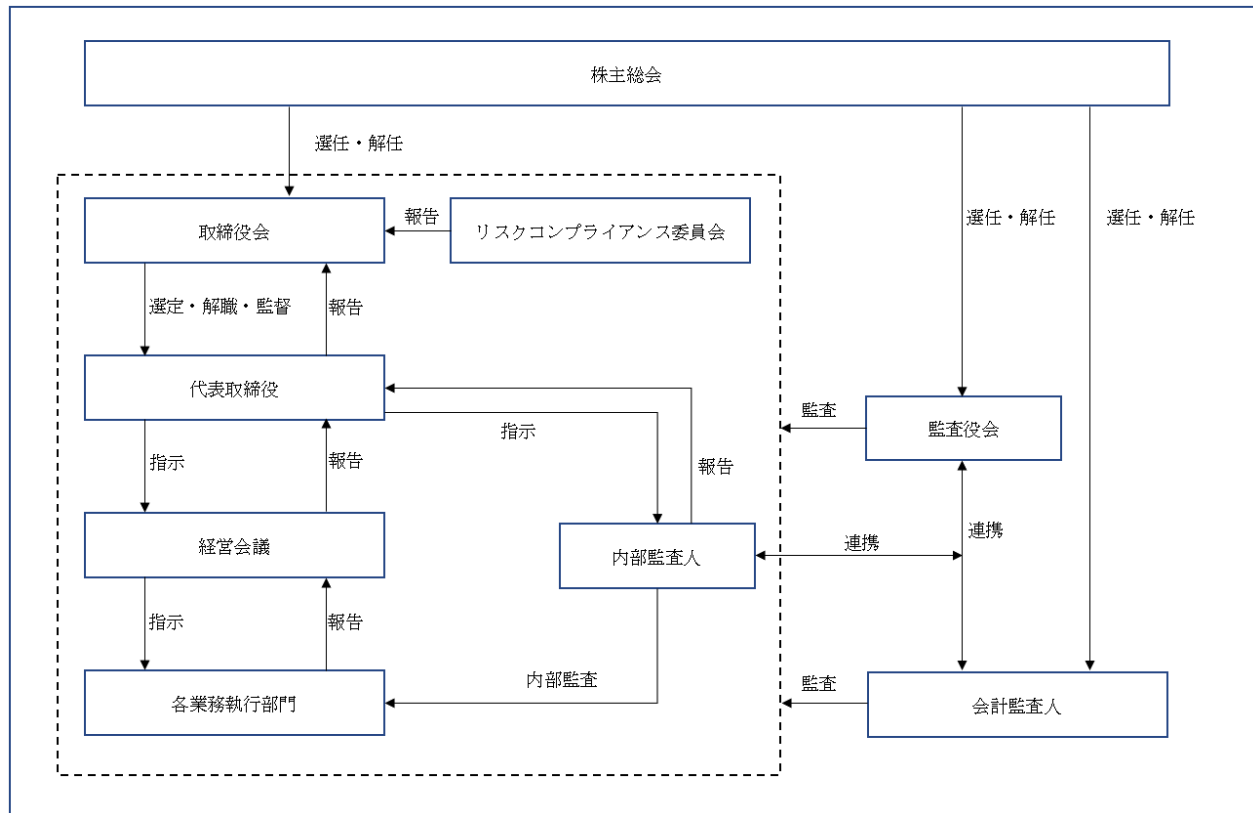
① コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念のもと、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、その実現を効果的、効率的に図ることができるガバナンス体制を構築します。また、コンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

② 企業統治の体制

当社の業務の意思決定・執行及び監査についての体制は、下図のとおりであります。

当社は、会社法関連法令に基づき、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社制を採用しております。



a 取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役4名（うち社外取締役1名）より構成されており、毎月の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況の監督、意思決定の公正化を図っております。

b 監査役会

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）より構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、重要な会議への出席や重要書類の閲覧など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

c 経営会議

経営会議の構成者は、常勤取締役及び部長以上の職位の者、常勤監査役、また、必要ある場合は、代表取締役の指名する者、とされております。経営会議は、毎月1回以上開催し、主に取締役会において決定した方針に基づく事業の具体的運営に関する事項の協議を行っております。

d 内部監査

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査人2名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査人と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

e リスクコンプライアンス委員会

当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクコンプライアンス規程」に基づき、全社的なリスクを管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進しております。リスクコンプライアンス委員会の構成者は、取締役・監査役・内部監査人としており、代表取締役を委員長とし、原則として四半期に1度開催しております。

③ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2017年11月14日開催の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

- イ 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「リスクコンプライアンス規程」等を定める。
- ロ 当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ハ 当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ニ 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
- ロ 当社は、「個人情報保護規程」、「機密情報管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

3 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクコンプライアンス規程」に基づき、全社的なリスクを管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- ロ 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ハ 当社の内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

- 4 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
 - ロ 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- 5 当社及びその子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - ロ 当社は、「リスクコンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - ハ 当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - ニ 当社の内部監査人は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の従業員の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - ホ 当社の監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- 6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化する。
 - ロ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において事前承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。
 - ハ 当社内部監査人は、当社が子会社を有する場合には、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- 7 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の従業員から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - ロ 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ハ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- 8 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制
- イ 当社の取締役及び従業員並びにその子会社の取締役、監査役及び従業員等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - ロ 当社及びその子会社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

9 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 当社の監査役は、当社及びその子会社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるができる。
- ロ 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
- ハ 当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ニ 当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

- 10 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- イ 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除宣言」を宣言する。
- ロ 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

④ リスク管理体制及びコンプライアンス体制

当社は、リスク管理及びコンプライアンス体制を整備するために「リスクコンプライアンス規程」を定めています。リスクの発生可能性、発生状況及びコンプライアンス状況について、正確な把握に努めるとともに、必要に応じてリスクを未然に防ぐため対策を検討し、実行するため、代表取締役を委員長とした「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、四半期に1度開催しております。なお、コンプライアンス体制の確立・強化のため弁護士と顧問契約を締結し、内容に応じてそれぞれ適宜アドバイスやチェックの依頼を行っております。

⑤ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、会社の健全な経営管理に寄与することを目的とし、当社の業務、会計、組織及び制度の適正を確かめ、不正、誤謬の防止を図るとともに、会社財産の保全、経営能力の向上及び業績の進展に関する助言を行っております。当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、内部監査人として代表取締役の命を受けた内部監査人が、各部署に対して業務監査を実施しております。また、内部監査人が所属するチームについては、他部署に所属する内部監査人が業務監査を実施することで、相互牽制の体制を構築しております。なお、内部監査人は2名であります。

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。

監査役と内部監査人は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、合同監査など、効果的な監査の実施に努めております。また、監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。さらに、内部監査人と会計監査人は、必要に応じて会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画及び結果についてミーティングを実施しております。このような三者間の連携及び相互補完体制をもって、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の整備・運用状況の有効性の検証及び評価を推進しております。

⑥ 会計監査の状況

当社は、三優監査法人との間で監査契約を締結しております。同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は山本公太氏及び井上道明氏であり、三優監査法人に所属しております。また、監査業務にかかる補助者の構成は公認会計士7名その他1名であります。なお、継続監査年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

⑦ 社外取締役と社外監査役の関係

当社は社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役の伊倉吉宣は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外取締役として選任しております。なお、当社との間で人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の安田英介は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有していることから、社外監査役として選任しております。なお、当社との間で人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の村田育生は、社外取締役・社外監査役として多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外監査役として選任しております。なお、当社との間で人的・資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の泉健太は、社外取締役・社外監査役として多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外監査役として選任しております。なお、当社との間で人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会を構成する取締役1名を社外取締役とするほか、監査役3名のうち3名を社外監査役とする事で経営への監視機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

⑧ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
(2018年12月期)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	29,325	29,325	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役	3,150	3,150	—	—	1
社外監査役	7,350	7,350	—	—	3

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 従業員兼務役員の従業員給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。

⑨ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

⑪ 取締役の選任及び解任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨、解任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑬ 責任限定契約の内容と概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、社外取締役及び社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑭ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月末日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑮ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
10,000	—	10,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2017年1月1日から2017年12月31日まで）及び当事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2019年1月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.9%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.0%

- (2) 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.9%
売上高基準	0.6%
利益基準	1.4%
利益剰余金基準	0.8%

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、外部研修の受講等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	124,349	204,151
売掛金	11,998	28,537
前払費用	1,916	13,292
その他	53	17
流動資産合計	138,318	245,998
固定資産		
有形固定資産		
建物	—	12,614
減価償却累計額	—	△271
建物（純額）	—	12,343
工具、器具及び備品	1,667	2,639
減価償却累計額	△1,070	△1,615
工具、器具及び備品（純額）	597	1,023
有形固定資産合計	597	13,366
無形固定資産		
ソフトウェア	13,750	8,750
無形固定資産合計	13,750	8,750
投資その他の資産		
関係会社株式	—	5,606
敷金	8,787	14,917
投資その他の資産合計	8,787	20,524
固定資産合計	23,135	42,640
資産合計	161,453	288,639

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,174	9,309
短期借入金	—	30,000
1年内返済予定の長期借入金	—	23,328
未払金	23,737	46,959
未払費用	12,919	25,925
未払法人税等	1,903	1,327
未払消費税等	5,479	9,651
前受金	24,097	36,985
預り金	2,008	3,461
その他	—	68
流動負債合計	77,319	187,016
固定負債		
長期借入金	—	45,284
固定負債合計	—	45,284
負債合計	77,319	232,300
純資産の部		
株主資本		
資本金	174,250	174,250
資本剰余金		
資本準備金	165,250	165,250
資本剰余金合計	165,250	165,250
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△255,366	△283,160
利益剰余金合計	△255,366	△283,160
株主資本合計	84,133	56,339
純資産合計	84,133	56,339
負債純資産合計	161,453	288,639

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	311,009
売掛金	47,592
その他	21,579
流動資産合計	380,181
固定資産	
有形固定資産	12,601
無形固定資産	5,000
投資その他の資産	20,190
固定資産合計	37,792
資産合計	417,974
負債の部	
流動負債	
買掛金	10,013
短期借入金	6,000
1年内返済予定の長期借入金	40,540
未払金	25,435
未払法人税等	22,554
前受金	56,452
賞与引当金	8,169
その他	40,676
流動負債合計	209,841
固定負債	
長期借入金	48,916
固定負債合計	48,916
負債合計	258,757
純資産の部	
株主資本	
資本金	174,250
資本剰余金	165,250
利益剰余金	△180,283
株主資本合計	159,216
純資産合計	159,216
負債純資産合計	417,974

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	246,957	488,838
売上原価	72,949	147,448
売上総利益	174,007	341,389
販売費及び一般管理費	※1, ※2 216,294	※1, ※2 370,481
営業損失(△)	△42,287	△29,091
営業外収益		
受取利息	0	0
助成金収入	—	1,710
雑収入	72	172
営業外収益合計	72	1,883
営業外費用		
支払利息	3,670	118
株式交付費	948	—
為替差損	7	199
営業外費用合計	4,626	317
経常損失(△)	△46,840	△27,525
特別損失		
固定資産除却損	※3 293	—
本社移転費用	4,831	—
特別損失合計	5,125	—
税引前当期純損失(△)	△51,966	△27,525
法人税、住民税及び事業税	290	268
法人税等合計	290	268
当期純損失(△)	△52,256	△27,794

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	22,015	30.2	58,317	39.6
II 経費		50,934	69.8	89,131	60.4
売上原価		72,949	100.0	147,448	100.0

(注) ※主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
通信費 (千円)	33,236	56,432

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
売上高	579,414
売上原価	162,107
売上総利益	417,306
販売費及び一般管理費	293,768
営業利益	123,537
営業外収益	
受取利息	2
助成金収入	1,210
雑収入	541
営業外収益合計	1,753
営業外費用	
支払利息	1,093
為替差損	524
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	3,617
経常利益	121,674
税引前四半期純利益	121,674
法人税、住民税及び事業税	18,797
法人税等合計	18,797
四半期純利益	102,877

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	76,750	67,750	67,750	△203,109	△203,109	△58,609	△58,609	
当期変動額								
新株の発行	97,500	97,500	97,500			195,000	195,000	
当期純損失（△）				△52,256	△52,256	△52,256	△52,256	
当期変動額合計	97,500	97,500	97,500	△52,256	△52,256	142,743	142,743	
当期末残高	174,250	165,250	165,250	△255,366	△255,366	84,133	84,133	

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	174,250	165,250	165,250	△255,366	△255,366	84,133	84,133
当期変動額							
当期純損失（△）				△27,794	△27,794	△27,794	△27,794
当期変動額合計	－	－	－	△27,794	△27,794	△27,794	△27,794
当期末残高	174,250	165,250	165,250	△283,160	△283,160	56,339	56,339

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△51,966	△27,525
減価償却費	5,791	5,817
受取利息	△0	△0
助成金収入	—	△1,710
支払利息	3,670	118
株式交付費	948	—
本社移転費用	4,831	—
固定資産除却損	293	—
売上債権の増減額 (△は増加)	1,261	△3,650
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,580	2,134
未払金の増減額 (△は減少)	19,792	23,221
未払費用の増減額 (△は減少)	516	13,006
未払消費税等の増減額 (△は減少)	4,876	4,171
その他	△1,782	△10,209
小計	△4,184	5,373
利息の受取額	0	0
利息の支払額	△3,670	△171
助成金の受取額	—	1,710
法人税等の支払額	△145	△215
営業活動によるキャッシュ・フロー	△8,000	6,696
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社株式の取得による支出	—	△5,606
有形固定資産の取得による支出	△5,374	△13,586
敷金の差入による支出	△8,787	△15,102
敷金の回収による収入	985	8,787
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,177	△25,507
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	37,787	30,000
短期借入金の返済による支出	△101,677	—
長期借入れによる収入	—	70,000
長期借入金の返済による支出	—	△1,388
株式の発行による収入	194,051	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	130,161	98,612
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	108,983	79,801
現金及び現金同等物の期首残高	15,365	124,349
現金及び現金同等物の期末残高	※ 124,349	※ 204,151

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 2～4年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒れの実績がなく、また貸倒懸念債権等もないことから貸倒引当金は計上しておりません。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～26年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒れの実績がなく、また貸倒懸念債権等もないことから貸倒引当金は計上しておりません。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37.0%、当事業年度46.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63.0%、当事業年度53.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
役員報酬	28,350千円	39,825千円
給料及び手当	46,901	58,759
業務委託費	39,137	22,961
広告宣伝費	19,583	93,170
減価償却費	791	817

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	4,153千円	20,239千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
建物	249千円	—
工具、器具及び備品	44	—
計	293	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	2,085	150	—	2,235
合計	2,085	150	—	2,235

(注) 普通株式の増加150株は、第三者割当による新株の発行によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	2,235	20,115	—	22,350
合計	2,235	20,115	—	22,350

(注) 当社は2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
現金及び預金勘定	124,349千円	204,151千円
現金及び現金同等物	124,349	204,151

(金融商品関係)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、不動産賃貸借契約に基づき支出したものであります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び敷金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	124,349	124,349	—
(2) 売掛金	11,998	11,998	—
資産計	136,348	136,348	—
(1) 買掛金	7,174	7,174	—
(2) 未払金	23,737	23,737	—
(3) 未払費用	12,919	12,919	—
(4) 未払法人税等	1,903	1,903	—
負債計	45,733	45,733	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2017年12月31日)
敷金	8,787

敷金は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上記の表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	124,349	—	—	—
売掛金	11,998	—	—	—
合計	136,348	—	—	—

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、不動産賃貸借契約に基づき支出したものであります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で3年後であります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び敷金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	204, 151	204, 151	—
(2) 売掛金	28, 537	28, 537	—
資産計	232, 688	232, 688	—
(1) 買掛金	9, 309	9, 309	—
(2) 短期借入金	30, 000	30, 000	—
(3) 未払金	46, 959	46, 959	—
(4) 未払費用	25, 925	25, 925	—
(5) 未払法人税等	1, 327	1, 327	—
(6) 長期借入金（＊）	68, 612	68, 612	—
負債計	182, 133	182, 133	—

（＊）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2018年12月31日)
関係会社株式	5, 606
敷金	14, 917

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

敷金は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上記の表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	204,151	—	—	—
売掛金	28,537	—	—	—
合計	232,688	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000	—	—	—	—	—
長期借入金	23,328	23,328	21,956	—	—	—
合計	53,328	23,328	21,956	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(2017年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2018年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額の子会社株式5,606千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 1名 当社従業員 16名	社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 26,800株	普通株式 29,400株	普通株式 10,000株
付与日	2018年3月12日	2018年3月12日	2018年3月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2020年3月13日から 2028年2月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年9月9日付株式分割 (普通株式1株につき100株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度 (2018年12月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	26,800	29,400	10,000
失効	1,000	2,600	—
権利確定	—	—	—
未確定残	25,800	26,800	10,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 2019年9月9日付株式分割 (普通株式1株につき100株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（注）（円）	1,300	1,300	1,300
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

（注） 2019年9月9日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となる自社の株式価値はDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法により算出した価格によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度 (2017年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2017年12月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	1,068千円
未払事業税	497
繰越欠損金	75,286
その他	274
繰延税金資産小計	77,126
評価性引当額	△77,126
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度 (2018年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	3,064千円
未払事業税	1,078
繰越欠損金	76,052
その他	5,521
繰延税金資産小計	85,716
評価性引当額	△85,716
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社は、本社の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りによる使用見込期間は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当社は、Webセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当社は、Webセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	㈱ベクトル	東京都港区	2,101,033	PR事業	(被所有) 間接 17.1	資金の借入	資金の借入	29,000	—	—
							資金の返済	85,000	—	—
							利息の支払	4,619	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. ㈱ベクトルは、当社主要株主のVector Group International Limitedの親会社であります。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社役員	大野 暉	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 5.4	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	98,612	—	—
							当社不動産賃貸借契約に対する債務被保証	21,953	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 銀行借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

3. 当社の本社建物の賃貸借契約にかかる債務保証を受けております。取引金額には、当事業年度の賃借料合計を記載しております。なお、これにかかる保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	37.64円	25.21円
1株当たり当期純損失金額(△)	△25.03円	△12.44円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 当社は、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

4. 1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純損失金額(△)(千円)	△52,256	△27,794
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失金額(△)(千円)	△52,256	△27,794
普通株式の期中平均株式数(株)	2,087,465	2,235,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権3種類(新株予約権626個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 多額な資金の借入

当社は2018年12月13日開催の取締役会の決議に基づき、下記のとおり2019年1月15日付で借入契約を締結しました。

- ① 用途 : 運転資金
- ② 借入先 : 株式会社りそな銀行
- ③ 借入金額 : 50百万円
- ④ 利率 : 市場金利を勘案して決定しております。
- ⑤ 借入実行日 : 2019年1月17日
- ⑥ 借入期間 : 2019年1月17日から2022年1月17日
- ⑦ 担保提供資産又は保証の内容 : 無し

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2019年8月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしました。

また、上記株式分割に伴い、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更することを決議し、2019年9月9日付で単元株制度を採用いたします。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

2019年9月8日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	22,350株
今回の株式分割により増加する株式数	2,212,650株
株式分割後の発行済株式総数	2,235,000株
株式分割後の発行可能株式総数	8,940,000株

③株式分割の効力発生日

2019年9月9日

④1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式総数を100株といたします。

3. 新株予約権の発行

当社は、2020年2月13日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、2020年2月14日に発行いたしました。

なお、ストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」をご参照ください。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 2019年1月1日
至 2019年9月30日)

減価償却費 4,514千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

当社は、Webセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	46円03銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	102,877
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	102,877
普通株式の期中平均株式数（株）	2,235,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

新株予約権の発行

当社は、2020年2月13日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、2020年2月14日に発行いたしました。

なお、ストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」をご参照ください。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	—	12,614	—	12,614	271	271	12,343
工具、器具及び備品	1,667	971	—	2,639	1,615	545	1,023
有形固定資産計	1,667	13,586	—	15,253	1,887	817	13,366
無形固定資産							
ソフトウェア	25,000	—	—	25,000	16,250	5,000	8,750
無形固定資産計	25,000	—	—	25,000	16,250	5,000	8,750

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 (本社内装等) 12,614千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	30,000	1.26	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	23,328	1.24	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	45,284	1.24	2020年1月6日～ 2021年11月30日
合計	—	98,612	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	23,328	21,956	—	—

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	29
預金	
普通預金	204, 121
小計	204, 121
合計	204, 151

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社フューチャースピリッツ	1, 874
富士通クラウドテクノロジーズ株式会社	1, 866
株式会社ブロードバンドタワー	1, 685
JIG-SAW株式会社	1, 553
GMOクラウド株式会社	1, 258
その他	20, 298
合計	28, 537

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
11, 998	248, 411	231, 873	28, 537	89. 0	29

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

②固定資産

敷金

相手先	金額 (千円)
株式会社ボルテックス	14, 917
合計	14, 917

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ブロードバンドタワー	5,080
Amazon Web Services, Inc.	1,130
株式会社イロドリ	972
インターノウス株式会社	615
株式会社構造計画研究所	367
その他	1,143
合計	9,309

ロ. 未払金

相手先	金額（千円）
株式会社ChillStack	7,560
株式会社ボルテックス	7,551
K2パートナーリングソリューションズ株式会社	3,783
株式会社識学	3,628
株式会社アイレップ	2,501
その他	21,934
合計	46,959

ハ. 未払費用

区分	金額（千円）
給与等	20,159
社会保険料	5,036
その他	729
合計	25,925

ニ. 前受金

区分	金額（千円）
サービス提供に係る前受金	36,985
合計	36,985

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態に概況

2020年2月13日開催の取締役会において承認された第10期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 財務諸表

イ 貸借対照表

(単位：千円)

	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	356,914
売掛金	51,121
前払費用	17,078
その他	233
流動資産合計	425,348
固定資産	
有形固定資産	
建物	12,614
減価償却累計額	△922
建物（純額）	11,691
工具、器具及び備品	2,639
減価償却累計額	△1,984
工具、器具及び備品（純額）	655
有形固定資産合計	12,346
無形固定資産	
ソフトウェア	3,750
無形固定資産合計	3,750
投資その他の資産	
関係会社株式	5,606
敷金	14,473
繰延税金資産	37,296
投資その他の資産合計	57,376
固定資産合計	73,473
資産合計	498,822

(単位：千円)

当事業年度
(2019年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	19,769
1年内返済予定の長期借入金	39,984
未払金	42,415
未払費用	32,824
未払法人税等	30,826
未払消費税等	25,813
前受金	52,675
預り金	4,368
流動負債合計	248,676
固定負債	
長期借入金	40,032
固定負債合計	40,032
負債合計	288,708
純資産の部	
株主資本	
資本金	174,250
資本剰余金	
資本準備金	165,250
資本剰余金合計	165,250
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△129,386
利益剰余金合計	△129,386
株主資本合計	210,113
純資産合計	210,113
負債純資産合計	498,822

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	816,497
売上原価	232,638
売上総利益	583,859
販売費及び一般管理費	439,887
営業利益	143,971
営業外収益	
受取利息	2
助成金収入	1,210
雑収入	561
営業外収益合計	1,773
営業外費用	
支払利息	1,358
為替差損	436
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	3,794
経常利益	141,950
税引前当期純利益	141,950
法人税、住民税及び事業税	25,473
法人税等調整額	△37,296
法人税等合計	△11,823
当期純利益	153,774

ハ 株主資本等変動計算書
 当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	174,250	165,250	165,250	△283,160	△283,160	56,339	56,339
当期変動額							
当期純利益				153,774	153,774	153,774	153,774
当期変動額合計	—	—	—	153,774	153,774	153,774	153,774
当期末残高	174,250	165,250	165,250	△129,386	△129,386	210,113	210,113

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	141,950
減価償却費	6,019
受取利息	△2
助成金収入	△1,210
支払利息	1,358
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,894
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,459
未払金の増減額 (△は減少)	△4,543
未払費用の増減額 (△は減少)	6,898
未払消費税等の増減額 (△は減少)	16,162
その他	1,596
小計	171,796
利息の受取額	2
利息の支払額	△1,358
助成金の受取額	1,210
法人税等の支払額	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	171,359
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△30,000
長期借入れによる収入	50,000
長期借入金の返済による支出	△38,596
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,596
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	152,763
現金及び現金同等物の期首残高	204,151
現金及び現金同等物の期末残高	356,914

注記事項

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	94.01円
1株当たり当期純利益金額	68.80円

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益金額(千円)	153,774
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	153,774
普通株式の期中平均株式数(株)	2,235,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(普通株式59,800株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

新株予約権の発行

当社は、2020年2月13日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、2020年2月14日に発行いたしました。

なお、ストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載を行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.cscloud.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年 1月30日	株式会社オークファン 代表取締役 武永 修一	東京都品川区上大崎二丁目13番30号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合 業務執行組合員 株式会社NTTドコモ・ベンチャーズ 代表取締役社長 稲川尚之	東京都港区赤坂一丁目12番32号	—	50	65,000,000 (1,300,000) (注) 5	移転前所有者の売却意向及び移転後所有者の資本参加による
2018年 1月30日	西江 肇司	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	大野 暉	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)	36	46,800,000 (1,300,000) (注) 5	当社の資本政策による
2018年 1月30日	武永 修一	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	ミナトホールディングス株式会社 代表取締役社長 若山健彦	東京都中央区日本橋小伝馬町7番2号	—	38	49,400,000 (1,300,000) (注) 5	移転前所有者の売却意向及び移転後所有者の資本参加による
2018年 1月30日	武永 修一	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10位)	S173株式会社 代表取締役 武永 修一	東京都渋谷区代々木一丁目54番1号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	59	76,700,000 (1,300,000) (注) 5	資産管理会社への譲渡
2018年 3月14日	GMCM Venture Capital Partners I Inc Director Moey Weng Foong	Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola British Virgin Islands	特別利害関係者等(大株主上位10位)	篠宮 康伸	東京都渋谷区	—	130	16,900,000 (130,000) (注) 5	所有者の事情による
2018年 4月25日	GMCM Venture Capital Partners I Inc Director Moey Weng Foong	Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola British Virgin Islands	特別利害関係者等(大株主上位10位)	100キャピタル1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社100キャピタル 代表取締役 重田 秀豪	東京都港区赤坂四丁目15番1号	—	300	39,000,000 (130,000) (注) 5	所有者の事情による
2018年 8月31日	YGインベストメント株式会社 代表取締役 山田 雄	東京都中央区銀座八丁目10番8号	—	海老根 智仁	神奈川県逗子市	特別利害関係者等(大株主上位10位)	970	126,100,000 (130,000) (注) 5	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2017年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、

当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記2018年1月30日付移動の「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
5. 移動価格は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法により算出した直近の株式移動価格を参考に、移動前所有者及び移動後所有者との間で総合的に勘案して決定しております。
6. 2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2017年12月26日	2018年3月12日	2018年3月12日
種類	普通株式	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	150株	普通株式 268株	普通株式 294株
発行価格	1,300,000円 (注) 4	130,000円 (注) 4	130,000円 (注) 4
資本組入額	650,000円	65,000円	65,000円
発行価額の総額	195,000,000円	34,840,000円	38,220,000円
資本組入額の総額	97,500,000円	17,420,000円	19,110,000円
発行方法	第三者割当	2018年3月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2018年3月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2018年3月12日	2020年2月14日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 100株	普通株式 29,800株
発行価格	130,000円 (注) 4	3,600円 (注) 5
資本組入額	65,000円	1,800円
発行価額の総額	13,000,000円	107,280,000円
資本組入額の総額	6,500,000円	53,640,000円
発行方法	2018年3月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年2月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則並びにその期間は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。))の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2018年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 株式の発行価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)及び類似会社比較法の折衷法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
- また、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結までの間に、会社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合には、行使価額は、上記行使価額と金融商品取引所に上場した場合の募集株式1株あたりの公募価格のうち、いずれか高い金額に調整されるものとしております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	130,000円	130,000円
行使期間	2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2020年3月13日から 2028年2月12日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	130,000円	3,600円
行使期間	2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2022年2月15日から 2030年2月13日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

7. 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、株式の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。
8. 2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、2019年9月8日以前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
B Dash Fund 3号投資事業 有限責任組合 代表取締役社長 渡邊洋行 資本金 5百万円	東京都港区赤坂一丁目12番32号	投資事業組合	87	113,100,000 (1,300,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
株式会社マイナビ 代表取締役社長 中川信行 資本金 21億210万円	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	人材派遣・人材紹介等	39	50,700,000 (1,300,000)	—
グリー株式会社 代表取締役会長兼社長 田中良和 資本金 2,362百万円	東京都港区六本木六丁目10番1号	ITサービスの提供事業	24	31,200,000 (1,300,000)	—

(注) 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
枇杷阪 公美	東京都品川区	会社員	120	15,600,000 (130,000)	当社の従業員
渡辺 洋司	東京都東久留米市	会社役員	60	7,800,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
山本 裕貴	東京都練馬区	会社員	40	5,200,000 (130,000)	当社の従業員
倉田 雅史	東京都渋谷区	会社員	30	3,900,000 (130,000)	当社の従業員

- (注) 1. 倉田雅史は、2019年3月28日付で当社取締役に選任されております。
2. 2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。
3. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
4. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)1名、割当株式の総数5株に関する記載は省略しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
渡辺 洋司	東京都東久留米市	会社役員	80	10,400,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
倉田 雅史	東京都渋谷区	会社員	40	5,200,000 (130,000)	当社の従業員
飯田 慎司	東京都文京区	会社員	20	2,600,000 (130,000)	当社の従業員
大平 圭佑	埼玉県川越市	会社員	20	2,600,000 (130,000)	当社の従業員
神戸 良介	東京都足立区	会社員	20	2,600,000 (130,000)	当社の従業員
佐々木 友輔	神奈川県横須賀市	会社員	20	2,600,000 (130,000)	当社の従業員

- (注) 1. 倉田雅史は、2019年3月28日付で当社取締役を選任されております。
2. 2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。
3. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
4. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)5名、割当株式の総数23株に関する記載は省略しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
茂木 亮一	東京都品川区	会社役員	60	7,800,000 (130,000)	取引先
足立 照嘉	東京都港区	会社役員	40	5,200,000 (130,000)	取引先

- (注) 1. 現在は取引が解消しております。
2. 2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡辺 洋司	東京都東久留米市	会社役員	2,800	10,080,000 (3,600)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
倉田 雅史	東京都渋谷区	会社役員	2,800	10,080,000 (3,600)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
山本 裕貴	東京都練馬区	会社員	1,800	6,480,000 (3,600)	当社の従業員
飯田 慎司	東京都文京区	会社員	1,800	6,480,000 (3,600)	当社の従業員
持田 直哉	東京都品川区	会社員	1,800	6,480,000 (3,600)	当社の従業員
田嶋 孝太郎	東京都世田谷区	会社員	1,800	6,480,000 (3,600)	当社の従業員
眞野 昌平	千葉県浦安市	会社員	1,800	6,480,000 (3,600)	当社の従業員
枇杷阪 公美	東京都品川区	会社員	1,200	4,320,000 (3,600)	当社の従業員
大平 圭佑	埼玉県川越市	会社員	1,200	4,320,000 (3,600)	当社の従業員
神戸 良介	東京都足立区	会社員	1,200	4,320,000 (3,600)	当社の従業員
佐々木 友輔	神奈川県横須賀市	会社員	1,200	4,320,000 (3,600)	当社の従業員
小畑 理加湖	埼玉県川口市	会社員	1,200	4,320,000 (3,600)	当社の従業員
三輪 真人	千葉縣市川市	会社員	1,200	4,320,000 (3,600)	当社の従業員
川村 総一郎	東京都板橋区	会社員	1,200	4,320,000 (3,600)	当社の従業員
坂口 龍一	千葉県習志野市	会社員	1,200	4,320,000 (3,600)	当社の従業員

(注) 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)16名、割当株式の総数5,600株に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
Vector Group International Limited（注）1	East Ocean Centre, 98 Granville Road, Tsim Sha Tsui East, Kowloon, HK.	383,000	16.48
株式会社オークファン（注）1	東京都品川区上大崎二丁目13番30号	333,000	14.33
GMCM Venture Capital Partners I Inc（注）1	Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola British Virgin Islands	307,000	13.21
西江 肇司（注）1	東京都渋谷区	218,000	9.38
武永 修一（注）1	東京都港区	148,000	6.37
大野 暉（注）1, 2	東京都港区	121,000	5.21
海老根 智仁（注）1	神奈川県逗子市	97,000	4.17
B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合（注）1	東京都港区赤坂一丁目12番32号	87,000	3.74
株式会社AMBITION（注）1	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号	67,000	2.88
S173株式会社（注）1	東京都千代田区九段南二丁目2番1号	59,000	2.54
NTTインベストメント・パートナーズファンド3号投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂一丁目12番32号	50,000	2.15
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	39,000	1.68
ミナトホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町7番2号	38,000	1.63
山野 幹夫	東京都渋谷区	34,000	1.46
100キャピタル1号投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂四丁目15番1号	30,000	1.29
SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	24,000	1.03
グリー株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	24,000	1.03
村川 智博	岡山県岡山市北区	20,000	0.86
SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	18,000	0.77
戸村 史宏	東京都世田谷区	17,000	0.73
株式会社エアトリ	東京都港区愛宕二丁目5番1号	17,000	0.73
吉村ホールディングス株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番5号	17,000	0.73
渡辺 洋司（注）3	東京都東久留米市	16,800 (16,800)	0.72 (0.72)
枇杷阪 公美（注）4	東京都品川区	15,200 (15,200)	0.65 (0.65)
大村 健	東京都渋谷区	15,000	0.65
SBI アドバンス・テクノロジー1号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	14,000	0.60

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
S B I ベンチャー企業成長支援 2 号 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	13,000	0.56
篠宮 康伸	東京都港区	13,000	0.56
スガシタパートナーズ株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号	10,000	0.43
菅下 清廣	神奈川県横浜市青葉区	10,000	0.43
倉田 雅史（注） 3	東京都渋谷区	9,800 (9,800)	0.42 (0.42)
S B I ベンチャー企業成長支援投資 事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	9,000	0.39
山本 裕貴（注） 4	東京都練馬区	6,300 (6,300)	0.27 (0.27)
茂木 亮一	東京都品川区	6,000 (6,000)	0.26 (0.26)
足立 照嘉	東京都港区	4,000 (4,000)	0.17 (0.17)
飯田 慎司（注） 4	東京都文京区	3,800 (3,800)	0.16 (0.16)
大平 圭佑（注） 4	埼玉県川越市	3,200 (3,200)	0.14 (0.14)
神戸 良介（注） 4	東京都足立区	3,200 (3,200)	0.14 (0.14)
佐々木 友輔（注） 4	神奈川県横須賀市	3,200 (3,200)	0.14 (0.14)
株式会社レジェンド・パートナーズ	東京都港区六本木二丁目 2 番 6 号	3,000	0.13
眞野 昌平（注） 4	千葉県浦安市	2,300 (2,300)	0.10 (0.10)
持田 直哉（注） 4	東京都品川区	2,300 (2,300)	0.10 (0.10)
田嶋 孝太郎（注） 4	東京都世田谷区	2,300 (2,300)	0.10 (0.10)
小畑 理加湖（注） 4	埼玉県川口市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
三輪 真人（注） 4	千葉縣市川市	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
川村 総一郎（注） 4	東京都板橋区	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
坂口 龍一（注） 4	千葉県習志野市	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
所有株式数500株の株主 8 名	—	4,000 (4,000)	0.17 (0.17)
所有株式数200株の株主 8 名	—	1,600 (1,600)	0.07 (0.07)
計	—	2,324,600 (89,600)	100.00 (3.85)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
4. 当社の従業員
5. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
6. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2020年2月14日

株式会社サイバーセキュリティクラウド

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 公認会計士 山本 公太
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上 道明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーセキュリティクラウドの2017年1月1日から2017年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2017年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2020年2月14日

株式会社サイバーセキュリティクラウド

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 公認会計士 山本 公太
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上 道明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーセキュリティクラウドの2018年1月1日から2018年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2020年2月14日

株式会社サイバーセキュリティクラウド

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 公認会計士 山本 公太
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上 道明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーセキュリティクラウドの2019年1月1日から2019年12月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2019年1月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

